

|     |     |     |     |      |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|     |     |     |     |      |       |

|  |   |            |          |
|--|---|------------|----------|
| <b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 )</b> (16.2定)   |   |            |          |
| <b>日 時</b>   | 平成16年6月16日(水)   | <b>開 議</b> | 午後 1時00分 |
|  |   | <b>散 会</b> | 午後 5時16分 |
| <b>場 所</b>   | 第 2 委 員 会 室   |            |          |
| <b>議 題</b>   | 付 託 案 件   |            |          |
| <b>出 席 委 員</b>   | 大竹委員長、高橋副委員長、大橋・森井・成田・佐々木(茂)・<br>小前・井川・山口・新谷・古沢・秋山 <span style="float: right;">各委員</span>                                   |            |          |
| <b>説 明 員</b>   | 市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・<br>市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、小樽病院事務局長・<br>保健所長・消防長・建設部参事 <span style="float: right;">ほか関係理事者</span> |            |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。<br><br><div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>委員長</p><br/><br/> <p>署名員</p><br/><br/> <p>署名員</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>書 記</p> <p>記録担当</p> </div> </div> |   |            |          |

～ 会議の概要～

委員長

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位のご支持をいただき、委員長に就任させていただきました大竹です。

もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様のご協力を切にお願いいたします。

なお、副委員長には高橋委員が選出されておりますことをご報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、新谷委員をご指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことをご報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

菊地委員が新谷委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。  
共産党。

-----  
新谷委員

家庭ごみ減量化・有料化について

家庭ごみの問題についてお伺いいたします。有料化の考え方は廃棄物減量化等推進審議会の答申に基づいてすめるということを確認しました。これでよろしいですか。

(環境) 間淵主幹

3月12日に答申になりました廃棄物減量化等推進委員会の答申部分をふまえての市の考え方となっております。

新谷委員

昨日の一般質問でも再々質問で歳入と歳出の差1億1,000万円、これの用途について明確な答弁が得られませんでした。議長からも予算特別委員会でするようにということと言われておりましたので伺いますが、改めてこの1億1,000万円の、1億1,100万円ですか、正確に言えば。その経費についてお伺いいたします。

(環境) 間淵主幹

今日のお手元の資料で配布させていただきました家庭ごみ減量化・有料化に伴う平成17年の歳入歳出増の見込み、これに沿ってお答えいたします。

本日お配りいたしましたこの歳入・歳出につきましては、まず、現行のかかっている経費、また歳入については含まれておりません。現金で算出した概数であります。また、平成16年度の経費は含まれておりません。そういう中で、有料化に伴うごみ手数料が、指定ごみ袋においての手数料収入と、それから袋に入らない物で、かつ粗大ごみとならない物に張って使用するごみ処理券、こういうものを考えておりますので、この合計の収入で3億6,500万円、それから歳出といたしまして手数料関係ですとか、資源物の収集拡大、市民サービス向上施策、その他不法投棄の回収強化等による経費等も含めまして、歳出としては2億5,400万円、残額1億1,100万円につきましては、今後、また町会を通しての市民、また、各種団体との懇談会、それから今議会での各議員・委員からのいろいろなご提案、またご意見等も審議に使うので、今後の資源化施策、また市民サービスの向上において、現段階で挙げて

おります経費以上に、さらなる要望があれば、それに合わせていくことが第一と考えてございます。

それから、19年度からにおきましては、リサイクルプラザが供用開始となりますので、そちらの方も維持管理費ですとか、人件費、その他にも充てることで考えてございます。

なお、17年度、18年度で、このリサイクルプラザの供用開始前でございますが、当初挙げてございます資源の収集拡大、市民サービス向上施策に加えまして、要望等もありましたものにつきまして、費用は拡大になっていった場合に、なおかつそこで残があるようであれば、それらは17年、18年でございますけれども、清掃費全体の経費に充てることも考えてございます。

新谷委員

昨日の市長答弁では、リサイクルプラザの維持管理・運転管理を行う人件費などに充てたいと言っております。それで、17年、18年で市民サービスの拡大に費用を使うということなのですから、リサイクルプラザは19年ですよね。その間、1億1,000万円とそんなに市民サービスにお金がかかるのですか。

(環境)間淵主幹

今後のかかる経費につきまして、今後の各懇談会等によりまして、どのような意見が出るかわかりませんが、その辺の額については、予想を立ててございませぬ。ですが、先ほど申しましたとおり、その上でなおかつ経費が残るようであれば、清掃費全体に係る経費も充てていくことでは考えてございます。

新谷委員

残ればとおっしゃいますけれども、それではここで述べています、昨日の市長答弁にもありましたリサイクルプラザの維持管理費に充てるその経費はどこから出てくるのですか。

(環境)間淵主幹

有料化に伴う経費については、先ほど言いましたリサイクルプラザの一部に充てるということで考えてございませぬので、全部の経費に充てるということではありませぬ。

新谷委員

だけど、昨日の市長答弁で、維持管理費、運転管理を行う人件費に充てたいというふうにも言っているのですよ。そうしたら、一部ではなくて、全面的に使うということではないですか。

環境部長

私の方から答弁させていただきますが、一つ誤解をしていただきたくないことは、この有料化というのは、平成17年度から実施し、将来にわたってつながっていくものであるというふうには私は思っております。そういった趣旨を踏まえて、いわゆる市民サービスの向上施策だとか、こういったものにもし余力があるのであれば、それをリサイクルプラザの管理運営費に充てていきたいという趣旨を申し上げたというふうには私は思っております。ですから、この資料につきましては、単に17年度、18年度のことを言っているわけではなくて、将来にわたってのことも見越した中で申し述べさせていただいているということです。

先ほどから、間淵主幹が言っておりますように、確かに平成17年度、18年度は、まだリサイクルプラザができておりませぬ。ですけれども、これはあくまでも一般会計の中の歳入であると。そしてそれが、一般会計の清掃費の特定財源に充てるわけですから、もしその中で財源が浮くようであれば、それは他の清掃費の経費に当然流用されていくことになるだろうと思います。それは、あくまでも2年間のことだと思います。

しかし、19年度以降になりますと、今までも説明で申し上げておりますように、リサイクルプラザの維持管理・運営費というのは、恐らく2億円前後になるだろうということを予想したときに、その経費の一部にそういったものを充てるという基本的な考え方で進めたいと、こういったことで再三申し上げております。

新谷委員

しつこく聞きますけれども、残りは清掃費に回すということですね。そうしましたら、19年度からはリサイクル

プラザの供用開始、それから焼却施設もできるわけですが、そうした部分での市民負担は求めないということでもいいのですか。

環境部長

現段階では、基本的にそのように考えてございます。

新谷委員

それから、特定財源というのは、どういうことなのかを説明してください。

環境部長

例えば現在のごみ処理費であれば、廃棄物処分場費などにおいては、最終処分場の事業計画における処分手数料、こういったものが特定財源になっておりますし、し尿処理費であれば、し尿処理手数料のようなものが清掃費の特定財源になっていると。ですから、今回の有料化に伴う手数料につきましても、経費の振り分けもあると思いますが、当然ごみ処理費なり、あるいはリサイクル推進費なりが特定財源になっていくものと考えております。

新谷委員

そちらの方に回るといふこともあるということですね。

それでは、先ほど一番先に確認をしました有料化の考え方は、この審議会の答申に従って進めるということですね。審議会では、そんなことは一つも言っていないのです。とにかく、環境整備、資源化など市民サービスのため、本当のごみの経費にかかわる、そういうものに充ててほしいということで、このようなし尿処理のことも言っていないし、ほかのことも全然言っていないのではないですか。資源化だとか、そういうために使ってほしいと言っていることと、矛盾するのではないですか。

(環境) 間淵主幹

今回の家庭ごみ減量化の有料化についての基本的な考え方の中にも示してございますが、答申の中では家庭ごみの有料化は、ごみの減量化とごみに対する意識の向上や資源化の推進だけではなく、その歳入を資源物の収集拡大のための経費やその他の市民サービスのために充てることのできることにものなると考えますということにもなりまして、この資源物の収集拡大の一環のリサイクルプラザというふうにとらえてございます。

新谷委員

だから、その特定財源の別な方に回すのはおかしいと言っているのですよね。

それから昨日も言いましたけれども、いろいろな自治体の予算を勉強しているわけです。それで、水俣市のことも言いました。いくらごみを資源化すると言っても資源化すればするほどお金がかかるわけです。自治体の負担がかかるわけです。ですから、その発生抑制をしなければならぬ。その場合に、ただ分別して集めればよいということではなくて、水俣市のように市民の協力を得て、食品トレーの76品目の禁止を率先してやると。そういうことを始めて、まずやってみなければ、市民の意識がどう変わるかなんてわからないではないですか。先に有料化はおかしいと思うのです。まず、いろいろな自治体から学んで、やってみたらどうなのですか。それから、有料化をするかしないか、それはまた市民の声を聞いてやればよいことなのですよ。それをどうして先にしないのですか。

(環境) 間淵主幹

今回の家庭ごみ減量化・有料化についての基本的な考え方の中には、今回の答申を踏まえまして、第一に家庭ごみの減量化をうたってございます。そして次に、家庭ごみの有料化ということについて述べてございまして、この家庭ごみの減量化の中では、市の取組、市民の取組、事業者の取組の中で発生抑制を第一に考えてございます。それとあわせての家庭ごみの有料化施策でございまして、ただいま、委員からご提案のありました水俣市をはじめ、他市の減量化の効果につきましては、当然本市としましても、この減量化施策を進めていく上では、たいへん参考になりますので、この有料化施策とあわせての参考にはしていきたいものと考えてございます。

新谷委員

そうすれば、この資源物収集拡大の経費だとか、それはずっと減ってくるのではないですか。そうなると、この予算の立て方も全部狂ってくると思うのですけれども、いかがですか。

(環境) 間瀬主幹

今回お示しいたしました資料につきましては、頭にも書いてございますとおり、あくまでも概算という、現時点での考え方を述べたものでございます。先ほど来、申しておりますとおり、今後いろいろな意見を取り入れながら、今後の中でこの予算的な経費につきましても、検討していくことになると思いますので、この件については現時点での算出した経費ということで、とらえていただければと思います。

新谷委員

昨日の環境部長の答弁でも、有料化がすべてごみ減量のことにはならないのだということで答弁されておりました。ですから、ごみ有料化というのは、あくまでも一つの方策であって、それを有料化しないでやっている自治体があるわけなのです。それなのに、なぜこの有料化が先に来るのですか。

環境部長

昨日、私は答弁させていただいておりますけれども、今おっしゃっているように、有料化という問題でも、また減量化あるいは資源化を推進していくということにつきましては、ただ単に一つの施策だけをやれば、それで達成できるというものではない。そういった趣旨で、今回、その審議会に対しても、ごみの減量化施策。しかし一方で、全国的にも全道的にもこの有料化によるごみ減量化の効果が表れているとこともありますので、それもあわせて諮問をし、今回、審議会からの答申をいただいたと、そういった意味では、この有料化というものは、今おっしゃるようにあくまでも一つの施策であります。また、資源物の収集拡大も一つの施策でありますので、そういったものを複合的に実証することで、双方の相乗効果を出しながら、市民の分別の促進、資源化の促進、そして結果としてごみの減量化につながると、こういったことを考えているわけでございまして、我々としてはこれを後にとか、これを先にとか、そういった趣旨で考えているわけではございません。あくまでも、総合的な判断に至って、今回こういう基本的な考え方をうたわせていただいているということでございます。

新谷委員

総合的にとおっしゃいますけれども、市民に負担をかぶせることになるのです。函館市で、有料化後に市民アンケートをとったそうですけれども、この40の袋、まだ有料化ではないですから、今は1枚6円から8円で売っていますよね。これが1枚80円となって、大変な負担感があるといったことで市民は言っているそうですけれども、こういう負担をかぶせるわけですよ。ですからできれば、有料化をしないで、市民に負担をかぶせないで減量化を進めるべきだと私は考えるのです。先に市民の人にも負担してもらわなければならないということではなくて、やってみてからいろいろ考えればいいのではないではないですか。どうですか、しつこく言いますけれども。

環境部長

審議会答申の中にもありますように、有料化が市民一人一人のごみに対する意識を高め、分別促進なり、資源化の一つに契機になるのであれば、そういった意味での有料化というのは、非常に有効な施策であると、こういった答申もいただいておりますし、また私自身も、これからの市民の皆様方の意見も聞いていかなければなりません、そういう認識に立っておりますので、市民の皆様方に理解と協力を得ながら、この有料化というものは実践してまいりたいと、このように考えています。

新谷委員

ですけれども、この審議会の中の会議録を読ませていただきましたが、この審議会の答申が市民の意見をすべて代表していると思わないと、もっと意見を聞くべきだという声がありました。それで、そういう点に立てば、まず有料化、有料化ということ、とにかく答弁を聞いていると、それが先に立っているのです。ですから、これからいろいろ市民に意見を聞いていくということですが、この場合にも、有料化を前提として聞いていくわけでは

よう。そうではなくて、どうしたらごみが減量できるのかと、この視点に立って聞いていくべきでありますし、そういう点では広く市民の意見を聞くということが非常に大切だと思うのですけれども、今後どんなスケジュールで、どういう形で意見の集約をして、いつまでにそれをまとめるのですか。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問であります。今議会が終わりましたら、まず連合町会とも一度話し合いをいたしまして、それから、各町会ごとに、ある程度まとまっていますけれども、町会をある程度の単位にいたしまして、それぞれから今回のごみ減量化・有料化についての基本的な考え方を示しまして、それについての賛成意見もあるでしょうし、また反対意見もあるかと思ひますし、またいろいろな要望等もあるかと思ひます。それらを聞いていくこと。それから、いろいろな消費者団体、それから資源化を促進している団体、それから事業所等の団体もございまして、それらの方々との意見交換も図ってまいりたいと思っております。そういう面では、7月、8月の中で、だいたい20か所程度の懇談会を開催していくことを考えております。それらの意見を集約した上で、また市の考え方を示していきたいと思っております。

新谷委員

そうしましたら、場合によっては、有料化はどうなるかわからないということも言えるのですね。

(環境) 間淵主幹

それぞれの懇談会で出た意見については、まとめて報告したいと思っております。

新谷委員

なかなか言っていることとかみ合わない答弁をいただいているのですけれども、まとめたいというだけで、その後どうするのかということはなかなか答えていただけません。

それで、申しわけありません。先ほどのことに戻りますけれども、この有料化の経費の使い方、部長が先ほど答弁されたことは、私はおかしいと思うのです。本当に資源化あるいは分別収集、資源化に使ってほしいということに反することではないですか。ですから、そういうことを考えますと、この3億6,500万円という歳入の設定の仕方も、私は間違っていると思ひますが、いかがですか。

環境部長

どういう趣旨で、私にそれを質問されているか、答えになっていないのかもわかりませんが、何度も私が言っておりますように、今のこの有料化によって得られる歳入の用途につきましては、単に1年とか2年とか3年とか、そういう短期間の中で判断されるべきものではないと思っております。そういった意味では、まだ、17年度、18年度において、たまたま、これがリサイクルプラザが運転していない期間があるとすれば、それには清掃費の他の財源、いわゆるごみ処理に関する経費に充てることになるだろうと思ひますが、ただ、先ほどから言っておりますように、今後市民の要望や意見、例えば具体的には資源回収をもっと充実してほしいとか、そういうさまざまな意見が今後予想されてくると思ひます。できるだけそういう経費に歳入を充てていきますけれども、たまたまそういった中でもまだ財源があるとすれば、17年度、18年度に限っては、それは清掃費の他の経費に充てることにもなるであろう。しかし、はっきり言えることは、19年度以降のリサイクルプラザにおいては、この有料化による歳入よりもはるかに大きな資源化にかかる経費というのは、支出をされていくわけですから、そういったことの長期的な見通しの中で、この財源を使っていきたいと、こういった趣旨で私は申し上げているということです。ですから、何も趣旨に反したことを私は言っているわけではございません。

新谷委員

どうもお話を聞いていますと、市がこの審議会の答申よりこの財源でほかのことをしようとしているということがじゅうぶんに読み取れます。それで、リサイクルプラザ、それから焼却炉の経費は、市の負担は133億円ということでしたから、そういうことにお金がかかる。その負担を市民に負わせる。私は本当にとんでもないことだと思

います。市民に負担をかけないで施策を進めるといのが、自治体の役割だと思います。しかも、供用開始前に、その分も少しとおこうとか、ほかの方に使うのだとは言っても、その分が浮くわけですから、そういうことのために、これが1リットルを2円ではなくてもいいわけです。有料化は反対ですけれども、有料化するとしても、そういうことで、たいへん矛盾がある有料化だということを意見として述べて終わります。

-----  
古沢委員

私は二つの点でお尋ねしたいと思います。

三菱自動車欠陥隠しについて

最近にわかにといいますか、全国を驚かせている三菱自動車ふそうトラックバスの欠陥隠しの問題に関連して伺います。

資料を提出していただいておりますけれども、市内の公用車の保有台数と、そのうち三菱車、車種別台数などを、まず最初にお答えください。

(財政) 契約管財課長

市内全体の車両台数は241台ありまして、そのうち三菱車は26台となっております。主なものは、消防車が6台、ゴミ収集車が4台、マイクロバス4台、トラック3台となっております。

古沢委員

241台には、リース車も含まれていると思いますが、今わかっている範囲でよろしいのですが、26台の三菱車のうち、リコール対象となったものがあつたのか。あつたとすれば、どのように対応されてきたのかをご報告ください。

(財政) 契約管財課長

241台のうち26台が三菱車であります。そして、その中でリコール関係対象になったものが、合計2台あります。1台は契約管財課所管のバスです。今年4月から福祉部に行った大型バスなのですけれども、これにつきましては、修理の対象になったことが2回ありまして、1回目は昨年12月に三菱の方から連絡がありまして、修理しております。その後、今年4月にまたリコール関係の通知がありまして、その部分についての修理をしております。あと、もう一台につきましては、第二病院のマイクロバスが対象になっておりまして、これにつきましては、今年6月に修理済みであります。

古沢委員

公用車では、今年度に入ってから、既に更新済みのものがあるのか、あるいは今年度更新予定のものがあるのか、どうですか。

(財政) 契約管財課長

今年度購入予定の自動車は、合計2台ありまして、消防本部では高規格救急車が1台と水道局では軽自動車の1台ということになっております。

古沢委員

公用車の購入の際の契約方法ですが、どのような方法をとっておられますか。

(財政) 契約管財課長

車の契約につきましては、指名競争入札ということで、入札方式でやっております。

古沢委員

既に新聞報道等で知らされているように、38都府県、さらには10政令市をはじめに、道内でも、旭川市、釧路市、芦別市、砂川市、これらの各市では、指名競争入札の対象から三菱を外す、もしくは購入予定車種から三菱を除く、こういうような扱いを決めておられますが、本市の場合、どのような対応をとる決定をされていますか。

(財政)契約管財課長

新聞報道などでは、今おっしゃられましたとおり、道内では札幌市を含め4市が購入停止を決めているということで、あと7市ほどが購入停止などについては検討しているということです。それで、本市におきましても、これから2台の車の購入もありますので、登録している販売業者から事情聴取をした上で、購入を停止することも含めまして、どのような処置をとる必要があるかどうか検討して、早急に決めていきたいというふうに考えております。

古沢委員

監督官庁である国土交通省の対応です。この欠陥隠し問題で、5月6日に既に神奈川県警に告発をしています。6月に入ってから、6月11日には東京地裁に行政処分の一つだと思いますが、過料の適用について通知を出しております。そして、6月14日、指名停止の措置を講じました。指名停止の措置期間は、6月14日から翌17年12月13日まで、18か月間です。同時に、この期間に入札とは別に個別に車を購入する場合であっても、三菱車については購入停止をすると、こういう対応を決めているのですが、道内各市、全国の対応、それから監督官庁の対応に比べて、どうなのですか、かなりゆっくりと余裕を持っておられるのですが、この先検討をさらに続けていただけなのでしょうか。

財政部長

契約管財課長からお話ししましたが、私どももこの話が出てからいろいろ検討をしてみました。それで、問われているメーカーの問題と、それから一つにはディーラーの問題というのがあるわけです。ですから、ほかの都市でも購入停止を決めたというようなところも、やはりそういったようなところがあるものですから、今後購入の停止をしても指名の停止まではなかなかしえないというような問題もございまして、我々としてはそれらも含めて、報道ではいろいろな情報が入ってきますけれども、私どもが今、対象になる指名登録しているのが三菱の関係で2社ございます。そこから今お話のようなことで段取り進めていますので、それを聞いた上で、早急に結論を出してまいります。

古沢委員

かくいう私も、三菱車のオーナードライバーです。ですから、愛車精神は、愛車というのは会社の社ではなくて、車ですけれども、三菱に対する思い入れは強い方なのですが、事ここに来たら、きちんとした対応を決めなければいかんと思うのです。万一ということが心配されますし、現にそういう万一ではなくて、相当件数心配な事例が発生していたし、これからも予想されるわけです。きちんと対応して、それこそ早急に決めていただきたいと思いません。

漁港の問題について

もう一つの問題です。漁港の問題でお尋ねをします。

資料を出していただいております。資料は、小樽市内漁港祝津、塩谷、忍路の電気料金、修繕料及び権限委譲事務交付金の推移ということで、平成12年度からの資料をいただいております。これを参考にしながら、お尋ねをしたいと思うのです。

最初に、小樽市域における漁港の状況なのですが、漁港の種類と小樽市域における漁港の数を教えてください。

(経済)水産課長

小樽市内にございます漁港の数ですが、今、委員がおっしゃられたように祝津、塩谷、忍路と3漁港となっております。種類と申しますのは、大きく漁港につきましては、四つの種類がございます。それで、3漁港とも第1種漁港ということで、第1種と申し上げますのはその利用が地元の漁船を主とするもの、それから参考までに申し上げますと、第3種というのは全国的な利用範囲のもの、第4種が避難港、第2種は第1種と第3種の間ということになってございまして、小樽は第1種が3港ございます。

古沢委員

これらの漁港の管理者ですが、法律上だれと定められていますか。

(経済)水産課長

3漁港とも、昭和30年4月14日の農林省告示によりまして、北海道ということになってございます。

古沢委員

3月末でしたか、4月初めでしたか、漁業関係者からお話を伺ったのですが、漁港区域内の電気料金について、市としては今後受益者による一部負担、こういうものをお願いしたいと。どうやらその検討が始まっているらしいという話を聞きました。これは事実か。事実だとすれば、検討対象としている漁港はどこか。

(経済)水産課長

受益者負担の検討についてでございますけれども、各委員がご承知のとおり、当市の財政状況が厳しい中、事務事業の見直しあるいは受益者負担という聖域なき見直しの中で、漁港の電気料についても、私自身も利用している漁業者がいるということの疑問の中で、全部ではございませんけれども、何市かの実態をお伺いしたところ、漁業者が負担しているところもあるという部分があったことから、漁協あるいは地区の代表に問題提起の形で、受益者負担のお願いの協議を進めていきたいという話をしてございます。ただ、金額ですとか、時期の問題については、この1回の話の中で、まだ引き続きにはお集まりいただいておりませんので、まだ我々の方も現状、漁港の電気といたしましても、公衆用トイレもありますし、実際に漁業者そのものの主たる利用なのか、一般的な利用なのかという、そういう実態調査も含まれた上で協議させていただくという話は伝えてございます。

古沢委員

対象漁港は三つですか。

(経済)水産課長

3漁港とも対象として考えてございます。

古沢委員

公の施設の設置や管理に関しては、地方自治法第244条の2で条例で定めるというふうになっていますね。関連する北海道の条例は、何という条例でしょうか。

(経済)水産課長

北海道漁港管理条例ということで、古くは昭和32年4月に条例が発布されておりますけれども、その後改正を経て、現在もこの条例に基づいて遂行しています。

古沢委員

その条例の第20条でどのように規定していますか。

(経済)水産課長

条例につきましては、現行条例で申し上げますと、第20条は管理の委託ということになってございまして、知事は地方公共団体又は公共的団体に対し、甲種漁港施設の管理の一部を委託することができるという条項になってございます。

古沢委員

甲種漁港施設、つまり三つの漁港はそれですが、この条例を受けて施行規則が定められておりますが、ちょっと回りくどいお尋ねなのですが、この施行規則は平成12年3月29日付け第130号で一部改正されておりますが、その一部改正される前の、言ってみれば旧規則第4条は知事の権限委任について、どのように決めていましたか。

(経済)水産課長

便宜上、旧条例、規則ということで答えさせていただきますが、旧規則第4条につきましては、知事の権限を道内漁港所在地の市町村長に委任するという内容で、内容といたしましては、7項目ほどの項目がございまして、それらの主なものについては、漁港内における船の移動、停係場所の指示あるいは荷役の許可等々ございまして、この

ほかに漁港利用の届出の受理、あるいは利用料の徴収、それと漁港施設の軽易な維持・補修ということの7項目で  
ございます。

古沢委員

1号から7号まで列挙しておりますけれども、今言われた軽易な維持・補修、第7号で示しておりますが、これ  
を小樽市に委任したわけです。この軽易な維持・補修というのは、どういうものを言いますか。

(経済)水産課長

旧条例、旧規則の運用についての通達という通知がございまして、それらの中には軽易な維持・補修とは、道の  
管理する照明施設の維持、(電気料・電球の補充等)補修費及び係船類の補修等であって、原則としてその施設の  
形質、所在の変更をしない簡易なものという規定でございます。

古沢委員

同じく旧規則第16条第2項です。交付金について定めておりますが、説明してください。

(経済)水産課長

旧規則の第16条、市町村交付金でございますが、この第2項に前項の交付金は、前項が第1項になりますけれど  
も、道が管理する漁港の前年度における利用料等の徴収金の総額の100分の24相当額以内において、利用料等の徴  
収金の額及び漁港施設の利用の程度、公衆漁港施設の軽易な維持・補修の実施状況を勘案し、交付するものとする  
という条項になってございます。

古沢委員

つまり旧規則で権限委任を市町村にして、そのうち軽易な維持・補修、電気料、補修等だと。それらに対して、  
道は交付金として徴収金総額の24パーセント以内で、市町村に対して交付金を交付する。最初に紹介した資料の10  
年、11年の右欄、交付率24パーセントというのはこれに当たります。水産課長に聞きますけれども、この資料を提  
出いただいたのですが、この6年間を見まして、何か特徴だと言えらしたら、二つあると思うのですが、どの  
ように思いますか。

(経済)水産課長

この6年間に平成12年3月末、4月1日という考え方で受け止めておりますけれども、漁港管理条例の大幅な改  
正、これはメインとしましては、プレジャーボートの漁港への利用開放を促進していくという考え方が主で、国の  
法律あるいは多くの管理条例が改正されたわけでございますけれども、それまでごらんになっていただければわか  
ると思いますが、10年、11年につきましては、前年利用の利用額の24パーセントが交付金として市に支払われてお  
ります。12年度以降につきましては、その条例改正に伴いまして、一部金額が18パーセントに減ってきてございま  
す。

それと、軽易な補修ということで、この6年間、それぞれ年度によってでこぼこがございまして、電気料、  
修繕料、そのもののトータルを交付金が充足するにはちょっと足りないというような状況になっているかと思いま  
す。

古沢委員

つまり、電気料、修繕費より交付金が少ないということと、その上、12年度からその交付金の交付率が6パー  
セントも下がったというのが、この資料の中の二つの特徴だと思うのですが、それで念のためお尋ねしますが、旧規  
則でお尋ねした第4条と第16条は、平成12年度の第130号一部改正でどのようになりましたか。

(経済)水産課長

12年度に改正された条例改正の趣旨の内容につきましては、先ほど私が申し上げましたプレジャーボートを漁港  
利用に開放していく。

ただ、もう一点は、地方分権によりまして、条例に基づいて権限移譲という形の特例条例を設けるといような

形に変わってきた関係上、漁港管理条例本条からは除かれてきてございます。

古沢委員

つまり4条の関係と16条、旧規則の文言はないわけですね。今、説明いただいたように、地方分権関連で扱いが変わりました。地方自治法第252条の17の2の関連ですが、これに基づいて、北海道では新たにどういう条例が定められていますか。

(経済)水産課長

新たに北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例及び規則が定められてございます。

古沢委員

その新たに12年度から定められたこの条例で、漁港に関して市町村が処理することができることとされた事務、逆に言えば、知事が市町村にお任せしていいよというふうになっている事務と、旧規則第4条の知事の権限委任事務との明らかな違いは何か。

(経済)水産課長

先ほど言いましたいろいろな文言の整理なりあるいはプレジャーボートの利用なりという部分が項目としては入ってきてございますが、一番明らかにはっきりしている部分については、軽易な補修についての条項が、事務処理の特例に関する条例からは除かれております。

古沢委員

では、おかしいのではないですかね。12年度にそういう新たな条例整備された、それまでの権限委任事務とそれから市町村が扱う新たな条例の下での扱うことはできるとされた事務の中で、軽易な維持・補修、この事務は市町村が引き受けるべき仕事ではなくなったわけです。だから、それが主な理由で24パーセントの交付率が12年度以降18パーセントに減じたのではないですか、どうですか。

(経済)水産課長

そういう考え方でよろしいだろうと思っています。

古沢委員

にもかかわらず、12年度以降、それまでと全く変わらない形で、電気料、修繕料、いわゆる軽易な維持・補修、これを市が負担している根拠は何ですか。

(経済)水産課長

改正後の条例を見る限りにおきましては、市町村が負担していく根拠的なものはないだろうということで、私の方も疑問を持ちまして、後志支庁に照会をした経緯がございます。それらの中で、口頭ですけれども、返ってきた答えは、明文化されたものはないということですので、根拠という部分については、ないだろうと。ただ、現実に利用者があり、直ちに電気を切るわけにはいかないという部分と、我々の方の事務的な認識の部分が、修繕料については一定の理解があったのかもしれませんが、電気料うんぬんの細かいところまで理解があったかどうかということもありまして、現実としては12年度以降も電気料を負担してきているというのが実態です。また、それらの考え方の中で、交付金が除かれたとはいえ、一定額が入ってきたという部分での認識の甘さもなかったかもしれません。

古沢委員

この話を聞いて、5月上旬に私は後志支庁に行きました。支庁長がいらっしゃらなかったものですから、副支庁長と直接お会いして、この点での交渉というか、話合いを持ちました。5月中旬過ぎには、道庁本庁に出向いて、関係部局、担当者との話合い交渉も行いました。そして、6月中旬ですから、この問題についての根拠も示せないし、そうであれば、どのように検討したらいいかということも示せるような状況にはないようですね。たいへん残念です。

参考までに聞いておきますが、後志管内です。道管理漁港のこの問題での状況、つまり市町村が今もって負担を

しているのか、一部漁組関係者等のいわゆる受益者負担を求めているのか、知りうる範囲でけっこうですから、示してください。

(経済)水産課長

後志管内ですべてを承知しているわけではございませんけれども、私ども三、四港ほど聞いてございます。積丹も漁港がありますけれども、それらについては町が負担しているということで伺っております。

古沢委員

なぜ、積丹だけか。

(経済)水産課長

いや、積丹ほかということ。

古沢委員

受益者負担はどこもしていない。それぞれの町村が負担をしている。今もってずっと町村が負担をしていると。全道的な問題なのですね。ですから、小樽でこの問題の処理、突破口をぜひ開いてほしいというのが一つですが、時間が来ていますので、財政部に聞きます。できれば財政部長。地方自治法上からも、今の議論を聞いておられたらおわかりのように、論外だと思うのですが、財政法上から問題は生じませんか。

財政部長

地財法の中で本来的に、都道府県から市町村にこの仕事をしてほしいということで任されたものについて、そのかかる電気経費については、執行する経費については、それを見るというような、そういう基本的なうたい方があるのです。ただ、今回の場合は逆にこれはもう道が事務処理特例をつくった段階で外してしまっていますから、本来道が払うべきお金です。ですから、その中でやはり小樽市だけではなくて、漁港の所在も市町村が引き続き払っていくというのは、どうもふに落ちないと率直に思います。これは、ですからここ小樽だけの問題でないでしょうから、やはり全道的な問題といいますか、少なくとも引き続き、関係部、財政部の方からも道と協議をして、何らかの形で詰めていかなければならない問題ではないかなというふうに、率直にそのように感じております。

古沢委員

ぜひこの問題では市長からも最後にご答弁いただきたいと思うのですが、地方財政法上からも明らかに問題が生じると思うのです。根拠もなしに、本来他の地方公共団体が負担すべきもの、この場合は道が負担すべきものを、いわば肩がわりをして小樽市が支出をしてきたわけですから、これが地方財政法上問題にならなかつたら、何でもありよになってしまいます。こんなことは、ぜひ是正すべきです。12年度にさかのぼって是正すべきだとは思いますが、仮に100歩譲っても、今年度の予算の執行、支出においては、これはきちんとけじめをつける、是正をする、その必要があると思うのですが、市長の見解を伺います。

市長

今の話ですけれども、今私は初めて聞きましたので、よく担当者から聞きまして、本来道が持つべきものであれば、これはしっかりそういう方向で話をしていきたいと思えます。

古沢委員

経済部長何かあるのですか。いわば12年度から、金額にしてみれば、それほどではないというふうに思われるかもしれませんが、実際に日本海沿岸近海漁業に従事している漁業者の皆さんからすれば、大変な状況で頑張っておられるわけです。そこに来て受益者負担を求めようとする。これはもってのほかだと思うのです。もともと市が負担すべきものでないかというふうに、その立場に立てば、これまで漁業関係者に提案してきたそういった方向を、1度白紙に戻して検討すべき方向こそ変えるべきだと、そのことを最後に確認いただきたいと思うのですが、経済部長いかがですか。

経済部長

一連の流れはご指摘の部分だったというふうに思います、それで、今、問題は道内の漁港のほとんどすべてが小樽と同様の措置で動いています。ですから、12年度当時に北海道が条例改正をしたときに、市町村との話合いというのがスムーズにといいますが、結果的に調整がしきれないままに現在に至っているのだと思うのです。私どもとしては、当然、これから後志支庁を通して言うべきことは言っていきますけれども、これは一市だけの問題ではないと思いますので、全道のいろいろな漁港を持ってるところが一体となって、全道市長会なども通じながら、お話は申し上げたいというふうには思っております。

ただ、それぞれ受益者負担の問題とこの問題というのは、基本的に違うのだと思うていまして、受益者負担を求めていく考え方をしたのは、先ほど水産課長も申し上げましたけれども、小樽市が負担をしているものについて、一定やはり今の財政状況の中で、私どもとしては内容を精査しながら、負担を求められるものは求めるという、そういう視点で考えた話ですから、必ずしもこの道の関係と、そこがリンクしているというふうには承知はしていないで進めておりましたので、現状としては、北海道が全額払えば、そこで済む話ですけれども、その辺の整理の中で、今後どんな結果が出るか、我々としては努力していきますけれども、それらの結果を見ながら、また検討を進めていかなければならないかと思っています。

古沢委員

いや、それでは、また最初に議論が戻ってしまうのだけれども、もともと軽易な維持・補修等については、12年度以降、北海道に戻っている事務なのです。しかし、その根拠もなしに市町村が引き続き負担をしてきた。負担の肩がわりをしてきた。電気料でいえば、北電に対して、北海道が負担すべきものを市町村が肩がわりをして負担をしてきた。この負担がたいへんだからといって、受益者負担ですよということで関係者にそういう検討方向を示すというのは、おかしいではないですか。もともとこの軽易な維持・補修等については、きちんと整理しましょう。これがまず第一に検討されることであるから、受益者負担の話は1度白紙に戻さざるをえないでしょうというのは、事の道理では当然の話ではないですか。これは別個だから、それはそれでまだ残しておきますみたいな答弁だったら、また質問が続きますよ。

経済部長

言い方がまずくて申しわけないですが、まず北海道、後志支庁含めた関係を整理をさせていただきます。その結果として、当然北海道が全額負担ということになれば、今おっしゃったようなお話というのは成り立たないわけですからないだろうと。ですから、北海道との協議の結果が出るまでは、今おっしゃったような形の中で、地元の皆さんとの話については、一時凍結をさせてもらうということで進めてまいります。

古沢委員

最後に、だめ押しです。検討してということよりは、11年度までと12年度以降と、基準が決まっているのですから、だれが負担すべき事務なのかということが明確に決まっているのです。だから、それに基づいて処理されるものですから、そういう形で協議とか検討ではなくて、きちんとそういう基準、ルールに基づいて整理をしましょうということです。いかがですか。

経済部長

ご趣旨のとおりだと思いますので、そんな形で進めてまいります。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。たいへん暑くなっておりますので、上着をとられてけっこうです。続きまして、自民党に質疑を移します。自民党。

井川委員

入湯税について

入湯税についてお尋ねをいたします。

現在、温泉業者との進ちょく状況について、お知らせください。

(財政)市民税課長

入湯税の現在の経過でございますけれども、まず入湯税の見直しにつきましては、行財政改革の一環として各種助成制度、補助金制度、減免制度見直しを行っている中で、入湯税として利用料金1,000円以下の温泉浴場に入湯する者の課税免除規定がありますので、この規定を廃止したく、各施設で話し合いを行っているところであります。この話し合いの経過についてであります。まず昨年10月29日に温泉入浴場を営んでいる施設の代表者の方々に、課税免除規定を廃止し、利用客1人に対して100円を16年4月1日から課税したい旨を提案いたしました。税率及び実施時期など、いろいろな意見、要望がありました。その後、今年1月28日に日帰り施設を対象に、2月19日に宿泊施設を対象に、それぞれ税率を50円、実施時期を16年10月1日としたい旨を改めて提案することにさせていただきました。さらに、3月11日から5月12日までの間に、各施設を戸別に訪問し、実施時期などについて改めて説明させていただきましたが、施設の事情、利用者への説明などに時間が必要ということで、10月1日の実施は難しく、現在も話し合いを続けているということになっております。

井川委員

何か私も温泉を回って歩きましたら、反対の署名してらっしゃるところが非常に多くて、これはたいへん難しいことなのだとも思っておりますけれども、実施のめどについては、どのように考えていますか。

(財政)市民税課長

ただいまの経緯で述べましたとおり、数回お話をさせていただいておりますが、各施設にさまざまな事情があり、市の改正の趣旨をじゅうぶん理解していただけない状況もありますので、今後改めて目的税であります入湯税の具体的な用途などについてじゅうぶん説明し、具体的な時期は申し上げられませんが、理解をいただいた時点で実施していきたいと考えております。

井川委員

他都市の状況をお知らせください。

(財政)市民税課長

他都市の状況でございます。1,000円以下の利用料金に対する課税免除のことだと思います。この1,000円以下の利用客について課税免除規定を設けているのは、聞き込みなど、条例などを調べましたところ、釧路市、帯広市、北見市、紋別市の4市がございました。

井川委員

小樽市の日帰り、その1,000円以下の利用状況の人数をお知らせください。1年間でけっこうでございます。

(財政)市民税課長

15年度は、今、集計中ですので、直近の平成14年度の利用状況について述べさせていただきますと、特別徴収義務者からの報告をまとめておりますけれども、全体で111万人、その内訳といたしましては、宿泊客が17万人、日帰り客が94万人となっております。

井川委員

宿泊客は当然税金、入湯税を取られておりますから関係ないにしても、今度、入湯税いただくことになると、だいたい94万人の方からいただくこととなりますね。そうすると、市では、当初100円と見込んでいましたけれども、50円になれば、当然半分になるわけですから、4,000何万円がそんな感じになるのですけれども、市でも今財政がたいへん厳しい折、市民から、また何でもかんでも税金を取るといふ、そういう声も聞かれる中で、たいへんお話し合いに難しい部分はたくさんあるかと思いますが、ほかの市は、例えば600円の中から取っているという、そういう業者持ちというのですか、600円の中に含まれているという、そういう部分ですか。それともはっきりと値

上げを位置づけているのか、そういうことはおわかりになりませんか。

(財政)市民税課長

入湯税につきましては、基本的には税法上、利用客が負担することになっておりますので、当然600円とか800円とかといった場合については、その中に税金が課税されていると思いますので、一般的に私どもの考えとしては、入湯客、利用客が負担していくという解釈をしております。

井川委員

今、だいたい日帰り入浴料は600円程度になっていますけれども、ほかに例えば釧路だとか帯広だとかは、行ってみていませんのでわからないのですけれども、入湯税100円をいただいているとしたら、600円であれば業者は500円という中身とそういう勘定でよろしいのでしょうか。

(財政)市民税課長

委員のご指摘のとおりです。

井川委員

税金をいただく部分で、入湯税としかいただけないような、そういう感じで、今これから税の増収部分としては大事な財源でございますから、日本人はとにかく温泉が大好きで、文化みたいな感じも受けますけれども、できるだけ市民感情をあまり悪くしないように、業者とうまくお話し合いをして、何とか10月1日がちょっと無理だというようなお話でございますので、続けて頑張ってくださいと思います。

成田委員

代表質問にかかわっての質問をさせていただきますけれども、最初に当市の組織改革の中で、基本になることで、よその部局にもお伺いしたいことがありますので、通告していませんでしたけれども、簡単ですので、お答えできると思うのです。

市施設の駐車場利用について

総務部にお伺いしますけれども、庁外、出先機関、例えば分庁舎、図書館、体育館、そういうところに市職員が通勤に使っている車の駐車にかかわる状況を教えていただきたいのですけれども。

総務部次長

基本としまして、例えば本庁のように来庁者の駐車場のスペースをとるのでいっぱいだというようなところは、職員はとめられないということで、その施設の来庁者等に不便にならない範囲で、何台か置く余裕があるところに通勤の職員がマイカーを置いているという実態でございます。

成田委員

台数もお願いします。

総務部次長

これは直近の調査ですけれども、学校とか病院等全部を含めると、だいたい1,200台程度です。

成田委員

そこで、伺いたいのですけれども、この本庁舎も来庁者が来るために、たいへん車をとめる場所がないということで苦情が多いわけです。本会議なんかがあるときには、我々も車をとめることができない状況がたまにあるわけですし、そういう状況の中で、本庁舎、体育館、図書館、分庁舎の中で、市の職員がとめている状況というのは、かなりあると思うので、その改善方法というのは考えていかなければならないと。それから学校のことに触れていくのですけれども、そういう改善方法というのは何か考えていますか。

総務部次長

先ほど申し上げましたけれども、例えば利用者が職員が駐車することによってとめられないと、そういう場合は

とめない、これは基本でございますので、今考えておりますのは、まだ道内では例はありませんけれども、いわゆる施設の敷地、市の財産を職員が使うわけですから、例えば目的外使用ということで使用料を徴収しようと。実際に徴収している自治体もありますので、先日、実際に実施している市にその内容の照会をかけた上でまとめました。それに基づいて、小樽市も今後検討していこうというふうに考えております。

成田委員

これが必要なことだと思うので、我々委員もある程度の負担は必要なのかなと。市民に対しての心配りというのは必要なのかなというふうに感じますし、そこでそういう方向へ持っていかなければと思っています。

教師の学校教育・社会教育・家庭教育における対応の仕方について

それで、学校の方へ行くわけなのですが、学校教育の中で義務教育の中で、子どもが成長していく中で、先生の教育というのはかなりの影響力が生まれると。その学校教育の在り方と、それから家庭教育の在り方、そしてまたさらに、社会教育の中で、その子どもたちが成長していく中で、先生たちがどのような対応の仕方をしているか、伺いたいと思います。

(教育)指導室長

学校教育、社会教育、家庭教育との関連ということまでのご質問でございますが、とりわけ学校はさまざまなそれぞれの教育の中でのかなめの役目を担っているものと認識してございます。したがって、先生方におかれましては、例えば公衆道徳についても、遠足やそういう場面で具体的に社会へ出て行って指導いただいているところでございます。また、学校だけではじゅうぶんその目的が達成できないことから、保護者会などを通して、家庭教育の重要性についてもお話をいただいているところでございます。また、学校週5日制ということから、土曜日の状況を踏まえまして、さまざまな社会教育メニューも出ているところでございますので、そのようなものの紹介ということで努めていただいているところでございます。いずれにいたしましても、学校における先生方の働きかけというものは、大きいものというふうに受け止めてございます。

成田委員

学校の先生も、それこそ大変な一人の人生の人格をつくっていく教育なのです。どういう子どもを育てていくか、どういう子どもをどのようにして成長させるかで、その先生の資質というか、それは大事なことなのです。それがやはり今後社会生活の中で生かされていく部分だと思いますので、そこで先生がみずから学校の敷地内では生徒が見て、その場では社会道徳に反しないような、社会秩序をきちんと守るような、そういう姿勢を見せていただきたいと思います。

そこでお伺いしますが、学校の敷地内での駐車、子どもたちは車の免許を持っていませんから歩いていきます。先生は、ジャージ姿で学校へ車に乗ってきますから、そういう姿を見ている子どもというのは、どのように感じるか。それはやはり先生の気持ち、子どもたちの気持ちを先生方が酌んだ姿を見せていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

(教育)総務管理課長

職員の服装については、我々はだいたい背広を着ていますが、先生方の中には、そういう格好をしないで、学校に行くと、端から見れば見苦しい点もあるかと思いますが、そういう先生もいることはないとは言いきれませんが、校長会だとかを通して、あまり見苦しくないというか、そういう格好はどうするか、校長会の方をお願いをしたいというふうに思います。

成田委員

子どもたちはしっかり見えています。保護者も運動会だとか、父母会だとか、学校へ行く機会がけっこうあるわけなのですが、そのときに保護者は車で学校へ行ったときに、車のとめる場所がない。路上駐車をしなければならぬと、そういう状況が生まれているわけです。そうすると、親子の中でも、そういう交通ルールを守れなかった

親というのは、子どもに対して言えないです。その中をきちんと生徒が先生に対して、そういう目で見ますので、じゅうぶんその辺のモラルを子どもは見ていますので、それは感化されますので、きちんと対応していただきたいと思えます。その辺お願いします。

(教育)総務管理課長

このたびの運動会に当たりまして、私ども教育委員会の方から、駐車の問題についていろいろと苦情がないように通知してきたところでございますし、また過去において来客用の駐車場を教職員がずっととめていてなかったということで、過去においても必ず来客用の駐車場を確保するようにという指導もしてございますので、今後ともそういう指導を続けてまいりたいと思えます。

成田委員

できれば、敷地内に料金を払ってとめて、それで料金を払っているからいいのだということではなくて、そういう場所、場面にあったときには、速やかにどこか別な場所へとめてもらうような、そういう校則をつくっていただきたいと思えます。ぜひ子どもたちの目の届くところだけでもという形はよくないかもわかりませんが、モラルをしっかりとやっていただきたいと思えます。

まちづくりについて

次に、まちづくりについてお伺いします。

まちづくりは、都市計画決定に依存することが多いので、都市計画決定の中にまだ道路が整備されていないところが何本か、それから用途地域を見直していかなければならない部分があるのではないかとこの考え方があるのですけれども、今後、まだ整備されていない道路、それから変えていかなければならない用途地域があれば、決定されている中で用途変更が可能であるようなところがあれば、伺いたいと思えます。

(建設)都市計画課長

まず、用途地域に関してですけれども、良好な住宅環境や効率的な工業活動などの確保を図るために、用途地域の指定を行っているところでございます。用途地域の見直しについては、21世紀プランや都市計画マスタープランなどとの整合を図るとともに、土地利用の実態や具体の開発計画などを踏まえ、必要な見直しの検討をまいりたいと思っております。

また、道路の見直しについてでございますが、急こう配の土地など、なかなか事業の実現性が難しい都市計画決定をなされている道路もあるように思っております。これに関しては事業実施に際して、必要な都市計画決定の変更がなされるように努めてまいりたいと考えております。

成田委員

用途変更については、住民の方々とよく話合って、今後の決定する事項について話合いの場をつくっていただきたいと思えます。

公営住宅の借上制度について

それから、公営住宅の借り上げ住宅の件で申しますけれども、この公営住宅というのは、小樽市に何戸あるのでしょうか。

(建設)竹田主幹

市営住宅の総管理戸数で申し上げますと、現在3,668戸でございます。

成田委員

この借り上げ住宅というのは、どういうことをいうのですか。

(建設)竹田主幹

借り上げ公住でございますけれども、小樽市には今のところ例はございません。それで、基本的には借り上げ公住というのは、公営住宅の供給方式というのは三つありまして、直接建てるという、これは今まで一般的にやって

いる方式です。それと買取りという方式があります。買取りは稲北で24戸の買取りし、そういう方式とそれと借り上げ方式とって、民間等が建てた建物を市営住宅として一括なり一部でも借り上げる。市が借り上げて、それをいうならば又貸しするような形で市民の皆さんに貸すということ、そういったような借り上げ公営住宅、こういうものでございます。小樽は例がございません。

成田委員

私の理解するところによると、それでは、一般住宅でもこれを小樽市に買っていただきたいのだといたら、これは検討をしたら買うことはありえるのか、どうなのですか。

(建設)竹田主幹

一般の戸建てというのは、非常に効率が悪いですから、借り上げるという形にはなりませんので、イメージとしては、マンションというのは語弊あるのかもしれませんが、そういったような集合住宅を一部あるいは全棟一括して借りると、そういうようなイメージで考えていただければいいというふうに思います。

成田委員

それでは、例えば学校の官舎があいているとか、若竹町にも開発の官舎があいていたり、海上技術学校の官舎があいていたり、けっこう官舎が空き家になっている状況があるのですが、そういう官舎を借り上げて、そして人口対策に結びつけるような若い人を住まわせていただけるような借り上げ住宅という形は、これは可能だということですか。

(総務)企画政策室迫主幹

今、ご質問のありました国家公務員の宿舎などだと思うのですが、私どもの方でも資源の有効活用という観点から、そういった施設が使えないかということで、現在調査を行っております。私どもが現在調べた範囲では、できれば一戸丸々あいているというのは、先ほど竹田主幹から話がありましたとおり、効率的であるということもございまして、調査しているのですけれども、国家公務員宿舎であります、約28戸、約3棟ございますけれども、これが比較的保存状態が良好なので、使えないかということで検討しておりますけれども、市営住宅に転用するに当たりまして、法的な転用ができるかどうか、あるいは転用をした場合にどれだけの修繕費がかかるのか、そういったところを現在検討しているというところでございます。

成田委員

この官舎というのは、その地域に根差して、そこに住んでいるときはそこへ人が住んでいましたので、このまちが活性化というか、かなりのにぎわいがあったわけなのですけれども、そこがすばんと住宅がなくなってしまうと、そこが過疎になってしまう。国の出先機関の宿舎として、そこに住宅を建ててもらって、そこが国の政策でなくなってしまうなんてことは、これはやはり地方の自治体として黙ってられないと思うのです。これは国に強く要請して、住宅対策の話を引きちんと持っていきべきだと思いますので、ぜひこれを進めていただきたいとします。

おたる公園の再整備計画について

次に、おたる公園の再整備計画をやっているという話を聞いているのですけれども、どんな方法でなされているのですか。

(建設)建設課長

おたる公園は明治27年に開設されまして、現在まで100年以上たちまして、現状の皆さん方のご要望にこたえられる状況にはだんだんなくなってきていると、そういうことで、市民の皆様と関係団体の皆様からご意見を伺って、おたる公園はどういう方向に行ったらいいのかという懇談会を1回目、5月22日に行いました。それで、一般公募で11名、関係団体の方で11名、計22名のメンバーで行っております。まず、1回目、5月22日に行われた状況ですけれども、私どもの方から現状と課題等を説明した後、現地を視察していただきまして、帰ってきて、いろいろな見た結果を語っていただいたと、そういうことになっております。

成田委員

このおたる公園は今、課長からいろいろ話がありましたけれども、やはり駐車場がないし、それから施設は老朽化しています。これを改善してもらわなければならない。それと、よく私も目につくのですけれども、失業対策事業で使った建物が4棟から5棟あります。それは現在幾つか使われていると思います。公園課は今ではなくって、維持課で使っているのだらうと思いますけれども、その辺も検討課題にさせていただきたいと思いますが、この懇談会は、おたる公園を最終的にはどういう方向へ持っていこうとしているのか、これからの進め方だと思いますけれども、あればお聞かせください。

(建設)建設課長

1回目の皆様方からのご意見をだいたい集約しましたら、今、成田委員が言われましたそういう施設関係だとか、交通関連、それからこどもの国の関連、このような形で絞られてきております。あと2回、この会議を行いまして、どういう方向性で持っていきたいのかを検討しまして、今後おたる公園の在り方等の方向性を決めていきたいと、このように考えております。

成田委員

この再整備懇談会というのか、市民の皆さんにお願いして、22人で構成しているこの人方の役割というのは、たいへん大きなものとなります。この後、まだ小樽市内には整備されていない公園が幾つかあると思います。この公園は、わかっていると思いますけれども、その委員の人たちに潮見台公園も今後の課題の中に、小樽市内の公園整備をみんなで考えようという形で進めてもらえるかどうか、その辺どう考えていますか。

(建設)建設課長

冷たい言い方で申しわけないのですが、現在やっておりますのは、おたる公園の再整備ということで行っております。たくさん公園がありまして、94の公園が計画決定されてまして、現在91が開設されております。あと三つ行っておりませんが、現状の公園も大分古くなってきておりますので、今、おたる公園同様再整備を考えていかなければならない時期に来ていると思っております。それはそのときに、またどういう方法でもっていこうというふうに、将来考えていかなければならないと、このように思っております。

成田委員

まだ再整備されていない公園、協働による市民と一緒にパートナーシップをつくって、公園づくりをやっただけだと思っております。ぜひ、潮見台公園はパートナーシップで協力しながらやっていきたいと思っておりますので、建設課長がやっていいというゴーサインを出してくれれば、話を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(建設)建設課長

今までの公園は計画ということで、いろいろ行政の方が主導でつくってきたものが多いと思っております。今後いろいろなところでも、ワークショップ形式の公園づくりが今盛んになってきておりますので、そういう点も踏まえまして、今後行っていきたいと。ほしの丘の上公園もやっておりますけれども、もっともっとこれから考えるに当たってやっていかなければならないと、このように考えております。

成田委員

ぜひ、お願ひします。

高齢者の生きがいづくりについて

それで、生きがいづくりについて、これは2年ぐらい前に、質問したことですけれども、高齢者の生きがいづくりの件で生産活動、休耕地を利用して農業振興策にみずから土と親しみながら、そして健康をつくりながら、生き方を生きがいづくりとして考えていくということで、農産業に自分たちの生きがいを見出しながらやっていくということで、休耕地の利用などができるのかどうか。そして、小樽市には市民体験農園というのがあるという、

この間の答弁で聞いていますけれども、この体験農園は市民以外に北海道じゅうから集まって来るような、そして観光に結びつけられるような、そういう農地づくり、休耕地づくりをやっていただきたいと思っておりますけれども、その場所づくりをぜひお願いしたいと思うのですけれども、何かありませんか。

(経済)農政課長

高齢者の生きがいづくり、それに関連して農作業、農産物の育成だとかということについてのご質問ですが、まず新規就農、農業者として新規に就農するということにつきましては、その農地の取得に関しては厳しいものがございます。委員おっしゃいました市民体験農園につきましては、実際、今、小樽市民の方の今年度でありますと120件、278区画のご利用がございますけれども、そういうことで実際に市民の方が種を植え、育て、収穫まで体験できるものがございます。この市民体験農園につきましても、小樽市民に限っているものではございませんので、実際、今年度他市の方が利用されている部分もございます。

ただ、観光に結びつけるということもございますけれども、農作物は日ごろから手入れをしなければ、畑としても成り立っていかないものでありますので、観光で来て、その区画を借りて農作業を体験するということは、難しいものではないかなというふうに考えております。

成田委員

確かに難しいという難しいのです。難しいことを聞いているのです。これはみずから体験して、そして農産物をつくって育てて、そして収穫を楽しむということで、人生の中でやはりそういう時期というのはあると思います。それが高齢者ではなくても、そういう従事したいという人、土地があればやりたいという人がたくさんいます。そういう人たちも、そういう場所を提供してやることに生きがいを見いだすと思うので、ぜひ小樽市はその休耕地を借り上げて、そしてそこを使ってもらって、使ってもらったものに皆さんが喜びを持っていただくという形をつくってもらえば、その生きがいづくりというのは、もっともって中身が出てくるのではないかと。これから少子高齢化の時代ですから、高齢者に生きがいを持たせることが第一の目的になっていきますので、そういうことで小樽市が借り上げるようなそういう休耕地があれば、ぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、その休耕地になっている部分というのはないものなのでしょうか。

(経済)農政課長

この市民農園を開設するに当たって、地方公共団体が借り上げたりして開設する方法もございます。ただ、おたる自然の村市民体験農園というのは、塩谷にございまして、これにつきましては、今、満杯で耕作できない方がたくさん出ているという状況ではございませんので、今あるこの市民体験農園をうまく工夫しながら活用していきたいというふうに考えてございます。

成田委員

市民の方で知らない人が多いのです。それで、農家の人に土地を貸してほしい。農産物をつくりたいのだけれども、どこかないだろうかと。私はそういう相談をしょっちゅう受けてますので、それで市民体験農園へ案内すると、もう締め切ってできないと、そういう状況の返事が来ます。あそこは市民体験農園というのは、2年に1回更新なのです。今年申し込んだら来年は申し込めないのです。そういう状況なのですから、もっと公募の仕方を、小樽市の周知の仕方というのを、もっともっと活発にやった方がいいと思います。小樽市民から、口添えでどんどん市外に通じるし、そしてこれが観光に結びつくというのは、宿泊型の体験型の観光施設となると思います。後志管内はけっこう観光の宿泊型をやっていますけれども、体験型の観光農園という形でやっていますけれども、小樽はなぜできないかという、これはまだ周知ができていないからだと思いますので、これをどんどんイチゴ狩りだとかそういうことが、自分が植えて収穫を喜ぶような、そういう体験をすると、まだまだ活発になってくると思いますので、観光行政の中でもいろいろ考えていただければと思います。経済部長、どうでしょうか。

(経済)農政課長

まず、市民体験農園のPRが足りないのではないかなというお話もございましたけれども、一応市民体験農園の開設に当たりましては、広報おたる、それから新聞にも記事を載せていただきまして、周知を図っているところでございます。宿泊型ということでございますけれども、自然の村にはおこばち山荘がございまして、そこは宿泊できる施設でございます。先ほど言われました観光に来て農作業従事というのは難しいと思いますけれども、この自然の村体験農園の中には、もぎ取り農園、掘り取り農園というのがございまして、ジャガイモの収穫だけ、それからトウモロコシの収穫だけ、そういうものもございまして、おこばち山荘に宿泊して、そういうもぎ取りであるとか、そういう利用の仕方でもできるのかなというふうには考えてございます。ただ、市民体験農園のことをご存じないという市民の方がいらっしゃるということですので、広報につきましてはなお積極的に取り組んでまいりたいと思います。

経済部長

ご指摘いただきました部分、小樽観光と1次産業との融合というのですか、その中で特に農業の関係での連携のご提言ですので、今、小樽観光の議論をいろいろやっている中でも大事なテーマの一つだと思っております、特に地産地消の問題なり、小樽は農業地域が少ないですけれども、何とかその辺とリンクさせる方策というのが、議論されています。大事な分野だというふうには受け止めています。

ひいては、後志管内では、もう既に先駆的にやっているところ、赤井川を含めて、ニセコとかたくさんありますので、そんなものを学びながら、我々も農業とのリンクというのは、これからの観光方策の中で議論したい。ただ、今ご提言の部分で、高齢者の生きがいというものが大きな視点にあって、さらにはつくる喜びだとか、あるいは収穫までの間となると、ストレートに観光ということになってしまいますと、長期に滞在していただくとか、種をまくときと収穫のときに何回か来なければならないとかと、そういういろいろな問題が出てきますけれども、そんなことより一番いいのは全体がクリアできて、そういうものができれば一つの形としてはあるでしょうけれども、なかなか小樽の狭い農用地の中では難しい要素があるかと思っておりますけれども、ご提言なんかもこれからの観光の基本計画等の議論をやっていきますので、参考にさせていただきながら、検討も進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

成田委員

それとも一つ、花づくりも同じようなことが言えると思うのです。切り花づくり、これは消費者がかなりおりますので回転率が高いと思います。これもぜひ一つの枠の中に入れて考えていただきたいと思ひます。

それから、養殖、これは海の養殖の産業なのですけれども、これも生きがいづくりの中で養殖を手がけてはどうか。もう既に、北海道ではマツカワとクロソイの増養殖の事業を陸地でやっているのです。海岸でやっているのではないのです。それから、森の中でヒラメの養殖産業がやられているわけです。これは高齢者の方でも長い経験を培ってきている人たちがたくさんいますので、こういう産業も小樽市の中で事業を設置して、高齢者の生きがいづくりだとか、それから若年者の雇用にも、これは一緒になってやれる産業だと思うので、これをぜひ考えたらどうかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

(経済)水産課長

ただいま養殖のお話が出ました。確かに、今、委員がおっしゃられたように、積丹の漁港の施設の中には、海の養殖施設もありますし、泊ですとか、あるいは羽幌の方にも海岸あるいは海岸から陸に入ったところに施設がございまして。それらの施設の中で、実際にサケ・マスでいいますと、捕獲し、産卵させ、ふ化させ、そして放流の大きさになるまでの稚魚の育成という部分につきましては、たいへん申しわけない言い方になるかもしれませんが、生きがい対策とか、体験観光というような形だけでは、とうていやりえるという部分ではないのではないかなというのが、私の受け止めです。というのは、これらは道なり国の技術者が、それこそ何十年もかけての精魂込めてやっとなんか一つずつ技術を開発して、少しずつふ化の技術を高め、放流技術あるいは放流の大きさのサイズを研究機関と共同

研究しながら、少しずつ養殖という技術が現在成り立ってきている。漁業者あるいは我々サイドでは、なかなかそういう水質管理なり、えさの供給の方法あるいはどんなえさが実入りに影響していくかという部分を、研究者そのものが試行錯誤しながらやっている中で、そういう専門の分野の技術なりノウハウが相当程度必要という、私自身は認識をさせていただきます。ただ、漁業者が高齢になってそれらの、例えば放流をするときに、お手伝いをしていると、そういうような形での参加というのは、ある程度可能だと思いますけれども、養殖そのものという形になりますと、相当難しい。

また、体験観光という部分で、特にマリンツーリズムの関係でいいますと、泊、岩内の方では、イベント的に地引き網なんかもやっているようでございますし、何か今年私はまだ正確に承知していませんけれども、蘭島あたりで漁業者がイベント的に、あるいは催し物として考えているような話も聞き及んでいますけれども、なかなか養殖そのものという部分の観点からいくと、難しいものと理解しております。

成田委員

養殖事業だとか、農産物づくりだとか、たいへん難しい部分の中で質問してきているわけですがけれども、ぜひ小樽市に新しい産業をつくるのだと、そういう気持ちで取り組んでいただきたいと思います。そして、これが若者の定着、定住につながるのだという気持ちで、市職員の人たちが汗をかいてやっていただければありがたいと思います。小樽市は財政がひっ迫していますので、いろいろなアイデアを持って、そして小樽に結びつくような施策をつくって、前向きに考え出していただきたいと、これからの小樽市のために、何とか皆さんで協力し合っていかなければならないと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
高橋委員

2点にわたってお聞きしたいと思います。

G I Sについて

最初に、G I Sについて、何点かお聞きをします。

昨日、一般質問で答弁をいただきました。私は全体計画に立った進め方という観点で質問をさせていただきましたけれども、答弁の中で、今後、G I Sの推進のために共通仕様を作成するということが言われておりました。この共通仕様について、少し説明をしていただきたいと思います。

(総務)企画政策室迫主幹

小樽市として、今後、将来にわたりまして、統合型のG I Sを構築するに当たりまして、原課で導入いたします各システムといたしますのは、大もととなりまして、例えばG I Sエンジンと導入することが標準的なエンジンを導入することが望ましいわけですがけれども、任意なエンジンも導入することができるかと思えます。各課でその導入するシステムに、搭載しますシステムを任意にいたしますと、そのうちデータの互換性がなかったりですとか、変換費用がかかったりとかということで、将来的な統合的なG I Sを進めるに当たっては各課でそのデータの相互流通性ですとか、互換性のあるエンジンの導入に当たっての検討する際の基準となるものとして、標準仕様といたしますが、共通仕様を検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

高橋委員

この共通仕様については、どこでだれがそういうものを考えるのですか。

(総務)企画政策室迫主幹

現在、統合型のG I Sに向けまして、地図を使用する関係各課の職員を中心にいたしまして、将来における統合型のG I Sについて、勉強会を逐次開催をしているところでございます。この共通仕様につきましては、最終的に

はこの庁内の横断的な組織をつくりまして、その中で議論をしていくことになるかと思いますが、現在、この共通仕様の策定につきましては、建設部用地管理課で案を現在策定中でございまして、それをもとに我々横断的な組織の中で議論をしていきたいというふうに考えてございます。

高橋委員

それで、今出ました庁内に横断的な組織をつくるということですが、これに関係する部は何々があるのか、それからその代表する方々が集まっている協賛するわけですが、協賛するメンバーの考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思えます。

(総務)企画政策室迫主幹

先ほど答弁させていただきましたけれども、既に統合型のGISの構築に向けまして勉強会を開催しているところでございます。そのメンバーといたしましては、業務上、地図を使用する関係課が中心となるわけですが、具体例を申し上げますと、建設部都市計画課、財政部資産税課、建設部用地管理課、建設部建築住宅課などというふうに考えてございます。

高橋委員

それで、いつぐらいをめどにやっていくかということなのですが、計画はこれからだと思えるのですが、具体的に進めるところがなければ、なかなかこういう問題というのは進まないと思うのです。中心的になるのは、建設部ということよろしいでしょうか。

(総務)企画政策室迫主幹

横断的な組織の編成に当たりますと、全庁にわたるということで、企画部もかかわってまいることになるかと思えますけれども、やはり統合型のGISの構築に当たりますと、非常に専門的、技術的になりますので、その部分につきましては、用地管理課が中心になってこようかと思っております。

(総務)企画政策室長

以前の企画部がこういう情報計画を作成して、統一的GISの総合管理等をしておりますので、今、中心的な部分としては、それを引き継ぐ企画政策室が担当していかなければならないということなのですが、いかんせん、いろいろな技術的な問題も多々含んでおりますので、そういう部分はその技術力のある部署と連携を図って、そういうエンジン等の仕様については、素案をつくっていただきながら、全庁的な統合に向けて進めていかなければならないと思っております。

高橋委員

具体的には、先ほど聞きましたけれども、いつごろをめどに、今年から2か年とか、3年以内の形にするとか、そういう内容は決まっていますか。

(総務)企画政策室長

まず、時期的な問題につきましては、それぞれの原部・原課のいろいろな作業の進ちょくもありますので、今、我々の方からいつという具体的な目標を申し上げるまでに至っておりませんが、今建設部で、この作業をどんどん進めていただいて、一つ大きな事業を行いますので、それを契機としまして、準備が調ったところから、統合型に向けて進めていかなければならないと考えております。

高橋委員

時期的にはあまり明確でないということなので、できるだけ早くお願いしたいということを要望します。

あと、メールモニターについては、じゅうぶん研究していただきたいということを要望しておきます。

次に、教育委員会に質問します。

中学校の書写の時間について

中学校の書写の時間についてなのですが、今、習字とは言わないのですね。この書写の時間について、何

点が質問したいと思います。それで、新学習指導要領で中学校の1年生から3年生までの指導の時間数について、お知らせください。

(教育)指導室寺澤主幹

中学校書写の指導についてでございますが、中学校1年生においては、国語科の指導時数140時間のうち、10分の2程度の28時間程度、中学校2年生、3年生においては、国語科の指導時数105時間のうちの10分の1程度、10時間から11時間程度を指導することとなっております。

高橋委員

それで、これは各中学校から教育委員会に対して指導計画が指定されているというふうに聞いていますけれども、各中学校から出てきている内容について、お聞かせ願います。

(教育)指導室寺澤主幹

各学校から年間指導計画を提出していただいておりますが、すべての学校で書写の指導については、位置づけられております。

高橋委員

この書写の授業の内容ですけれども、毛筆と硬筆という2種類があるそうですけれども、これについて説明願います。

(教育)指導室寺澤主幹

筆を使って書くのが毛筆と言いまして、鉛筆を使って書くのが硬筆と言っておりまして、すべての学年で毛筆を使用する書写の指導を扱うこととなっております。

高橋委員

それで、この時間数の中で毛筆は何時間ですか。これは決められておりますか。

(教育)指導室寺澤主幹

毛筆と硬筆の指導の時間の割合ですけれども、これは学校、生徒の実態に応じて決めることとなっております。

高橋委員

毛筆はしなくてもいいということではないのですね。

(教育)指導室寺澤主幹

毛筆は必ず扱うこととなっております。

高橋委員

それで、お話を聞きましたら、2年生で全くやっていないという話が実は私のところにもありまして、子どもたちに聞きましたらやったことがないという話を聞いたのです。実際どうなのかということで、実態調査をしていただいた方がいいのかなということで、この点についてはどうですか。

(教育)指導室長

今、委員からのご指摘を受け止めまして、じゅうぶん各中学校における実態を把握する必要があるというふうに考えてございまして、今、把握に努めているところでございます。

高橋委員

他都市ですけれども、全くやられていないという学校もあったそうです。受験ということで、ほかの時間に教科が回されていったということもあるそうで、小樽においてもそういう問題点があるのではないかとというふうに私は非常に疑問を持っていますので、早急に取り組んでいただいて、ぜひもしやらないければ、具体的に進めていただきたいということを要望いたします。いかがでしょうか。

(教育)指導室長

ただいま申し上げましたとおり、まずは、実態を把握しまして、それに基づきまして必要に応じて、書写の学習

が適切に実施されるよう指導してまいりたいと思っております。とりわけ、中学校におきましては、小学校からずっと硬筆や毛筆の勉強をしてきて、かい書、行書のレベルに入っていくと。そして、例えばのし袋に書いたりという生活に役立っていくという、手書きの文化としては非常に大事なものであるというふうに思っておりますので、そのような指導が着実に小樽の子どもたちにされるように、指導してまいりたいと思います。

秋山委員

児童手当の支給について

児童手当の支給についてお伺いしたいと思います。6月14日月曜日、参議院の本会議で改正児童手当法が成立いたしました。新たに対象年齢が3年生ということになりました。

この児童手当の支給者、支給対象数、新たに支給される予定の人数、それとこれまで支給されていた人数、これをまずお伺いしたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

今、委員からお話がありましたとおり、法律が改正されまして、小学校1年生から、年齢では7歳から9歳までの子どもが児童手当の支給対象になります。この3年齢の対象児童数が約3,200名程度と試算しております。ご承知のとおり、所得制限がございますし、それから公務員については事業者が直接支給するという形になっております。それで、ゼロ歳から6歳までの受給率をあわせて考えますと、だいたい8割弱ですので、2,500名程度の子どもが、新たにこの4月にさかのぼって受給対象になるかというふうに思っております。それから、全体の部分なのですが、それぞれ6月、10月、2月と支給月によっても人数は当然異なってくるわけなのですけれども、先ほど申しましただいたい8割程度というふうに考えますと、1年齢について、だいたい800名ぐらいというような実績になるかというふうに思っております。

秋山委員

今お聞きしましたら、8割程度の子どもはいただけると。所得制限があって、2割程度の方はいただけないということでした。それで、この所得制限の額なのですけれども、厚生年金と国民年金とで違うそうですけれども、そのところも教えてください。

(福祉)子育て支援課長

まず、市が直接支給対象とするのが、8割程度という形です。ただ、先ほども申し上げましたが、国家公務員なり、地方公務員なりは事業主が支払うという形になっているものですから、市が直接支払いの対象にはなっておりません。そういう意味からしますと、相当高い水準、9割近くの水準で受給対象になるだろうというふうに考えております。それから、所得水準の関係なのですが、今、委員が言われましたとおり、家族構成によってももちろん異なりますし、被用者、国民年金の対象者と厚生年金の対象者によって異なる部分がございますので、一律的にこれぐらいですとかそういったことについては、申し上げづらい部分がございますので、一覧表等にしましたものがございますので、また後ほどでもお示ししたいというふうに思っております。

秋山委員

両親と子ども2人の平均で、例えば厚生年金加入の場合は、年収が780万円までとかという、一応のめどの数字は出ているようなのですが、その年収というのは、いろいろなものを差し引いてではなくて、丸々だそうですが、どうなのでしょう。

(福祉)子育て支援課長

今、委員がおっしゃいました夫婦子ども2人の750万円、これは基本的には給与収入という形で認識していただいてよろしいかと思っております。ただ、対象者が今度3年生までに拡大になりますが、従前ですと就学前の子どもですから、正直申し上げまして、就学前の子どもを持っている家庭というか、お父さんの収入が750万円ということで

すから、相当高い数字になるというふうには理解しております。

秋山委員

それで、請求手続に関してお尋ねいたします。

(福祉)子育て支援課長

1年生と2、3年生については若干異なります。1年生につきましては、この6月10日に旧年度、15年度の2月、3月分が支給になっておりますので、1年生のデータというのは基本的にまだ残っております。また、支給年齢の拡大の状況というのがありましたので、国の指示の中でも1年生のデータは残すようにという流れになっておりますから、1年生についていえば、現在支給の方々、この6月に支給のあった方につきましては、新たな請求手続の必要はございません。ただ、2、3年生の家庭につきましては、全く新たな請求ということになりますので、請求手続をしていただくという形になっております。それで、私どもが今考えておりますのは、なかなか制度をどういう形でやったらいいのかとかというのがありますので、1年生のいらっしゃる世帯、それから2、3年生のいらっしゃる世帯に、6月中に手続の方法についての案内文を送付いたしまして、可能であれば1年生については、7月10日に支給、そして、2、3年生については随時受け付けて、受け付けた分から一定の期間を置きながら、支給をしていきたいというふうを考えております。

秋山委員

教えていただきましたように、6月30日までに手続をするとさかのぼって7月に支給。今、児童手当というのは年3回支給されているということで、6月中に申請をすると、2か月分さかのぼって支給いただけると。それに間に合わなかったら9月末いっぱい申請によって10月からまとめて6か月分が支給になるというふうにお聞きしたのですが、それでよろしいでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

基本的には委員がおっしゃるとおりです。支給月からいきますと、6月、10月、2月の3回になっております。当然新しく子どもができて、支給請求をする方というのがもちろんいらっしゃいます。そういう方が随時払い、その6月、10月、2月と定まった以外の部分でも随時払いということにはしております。ですから、今回の1年生、2年生、3年生につきましては、この6月18日に法律が公布になって、権利といいますか、受給資格が発生するということですから、6月、10月、2月の定期払いではなくて、位置づけとしては随時払いという位置づけの中で、先ほど申し上げましたような日程の中で、できるだけ早く事務処理を行いながら支給をしていきたいと考えております。

秋山委員

具体的には、6月18日ですね。

(福祉)子育て支援課長

6月18日と申し上げましたのは、改正法律の施行日という形にはなっております。それで、週末にかかるものですから、来週の6月21日月曜日から具体的な手続に入っていきたいと思っております。ですから、小学校の1年生への通知のデータがありますので、今の予定では6月22日ぐらい、それから2、3年生の家庭への通知は、データの整理がございますから、6月25日ぐらいと考えております。それと、この1年生から3年生の拡大の部分につきましては、9月30日までに申請のあった方々につきましては、4月1日にさかのぼって支給をします。10月に入ってしまうと、その申請日からという形になりますので、この後、広報あるいは一般の報道機関にも、報道依頼いたしまして、できるだけ早く申請をするようにということでの案内をしていきたいというふうを考えております。

秋山委員

子育て最中の親にとっては、たいへんにうれしいニュースかなというふうに感じます。一時立て替える市役所にとっては大変なことだと思いますけれども、ただ今おっしゃったように、あくまでも申請制度ということで、本当

に漏れなくきちんと皆さんに支給されるように、制度の徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、申請待ちということではなくて、対象者には住民票を全部洗いまして、1年生、2、3年生の子どもがいる家庭、中身は違う内容になりますけれども、郵送で案内文を差し上げたいというふうに思っております。

秋山委員

教育委員会にお尋ねしたいと思います。

総合的な学習の時間の学習内容について

子どもサイエンス教室について伺いまして、総合的な時間での各児童・生徒の取組状況を詳しく教えていただきました。ただ、サイエンス教室のとらえ方がちょっと違っているのかなと感じたものですから、お伺ひいたします。

この小学校と中学校とで取り組む内容というのは、かなり開きというものはあるものなのでしょうか。

(教育)指導室長

総合的な学習の時間の学習内容についてのご質問かと思ひます。実は学習指導要領の中では、具体的な中身については例示という形で示してございます。したがひまして、その具体的な勉強する内容につきましては、それぞれの小学校や中学校に任されているという状況にございます。なお、小学校におきましては、多くの学校で地域の身近な素材をテーマに取り上げまして、学習に取り上げているところでございます。また、中学校になりますと、その地域が広まって、小樽だけではなくて、修学旅行の学習と関連づけたりしながら、広く出向いていながら勉強していくというような取組が見られているところでございます。

秋山委員

それで、発表の場を設けてという中に、豊倉小学校の例と色内小学校の例が挙げられておりましたが、これ各学校、小学校なのか、それぞれがそういう発表の場というものに対して取り組んでおられるのですか。

(教育)指導室長

発表ということでございますが、一つは校内ともう一つは校外と二つに分けてということで、答弁させていただきましたのは、主に校外での発表ということでございます。校内におきましては、とりわけ調べたことを発表しようという場面については、各学校それなりに工夫しながら設けているものと、そういうふうに認識してございます。

秋山委員

この提案は、小樽市一本でという思ひで提案いたしました。というのは、それぞれの学校、また地域によってとらえ方というのは、それぞれ違うのではないかと感じるものですから、お互いに各学校の発表の様子を聞きながら、触発されて、また新たな目も開いていくのではないかとこのところ、また千歳市の例でしたら、大学の講堂でと、大学のそういう場所でやるということに意味があるのだというような話も伺ったものですから、その点に関していかがなものでしょうか。

(教育)指導室長

千歳市での取組ということで、特に物づくりということで、科学技術大学が千歳市に立地されているという背景もありまして、そこに特化して物づくりということで取り上げながら、勉強を深めて、自信を持てるものというふうにご覧でございます。小樽市におきましては、さまざまな総合的な学習の中でのテーマが取り組まれてございますが、例えば市長を招いての観光にかかわる提言があったりとか、また自然にかかわっての学習も発表されてございます。このような動きを踏まえながら、小樽なりのものについて考えられないかということ、会場やいろいろな複雑なところもござひますし、またテーマの絞り込みとかいろいろクリアしていかなければいけないものもあるかと考えてござひますが、そのような内容について、各学校、校長先生方の考えも聞きながら、考えてまいりたいというふうにご覧いただいております。

秋山委員

よりよい方向に動いてくれますように、願っております。

文化・芸術について

次に、文化・芸術に関して、子どもたちに関連しての部分でお尋ねをいたしました。答弁の中に子どもたちの文化・芸術の振興に関して、国の伝統文化子ども教室の授業として、生け花教室等が開催されているというような話がありました。それでまた、教育委員会として、朝、学校で継続的に取り組んでいるものをもう少し詳しくそれぞれ説明願いたいと思います。

(教育)生涯学習課長

この生け花子ども教室についてでございますけれども、文化庁の伝統文化子ども教室事業というものがございまして、小樽では小原流の小樽支部が平成15年度に支援してございます。子どもたちに伝統文化、これに関心、理解を持っていただくということでございまして、昨年11月から今年3月にかけて、計10回土曜日の午前中ですが、市民センターで開催してございます。募集につきましては、学校を通して行いまして、実際に応募されたのは、小学校1年生から中学校の2年生までということで、30名受講してございます。

それで、内容としましては、生け花の歴史、この講義の部分と、それから実際に初歩の実技指導といったこともございまして、出席率は10回を通しましても、82パーセントということで、たいへん好評だというふうに聞いてございます。

(教育)学校教育課長

続きまして、札幌コンサート等の実施の関係でありますけれども、まず札幌のコンサートにつきましては、昭和56年からやっております。それぞれ小学校の高学年、それから中学校全学年を対象に行っております。昨年は1,059人の参加がございました。それから、能に親しむ会がありますけれども、これは昭和63年から能と狂言の鑑賞会という形で実施してございまして、これも小学校4年生から中学校全学年という形でやっております。特に市民会館で行っております。能に親しむ会は、昨年は250人の参加を得てございます。

それから校外学習ということで、年次計画で行っています。その中で、小学校、中学校ともそれぞれやっておりますけれども、昨年は小学校において、演劇といいますが、道内の劇団、道外の劇団という形で劇団を呼んで、校内で演劇を鑑賞していると。それから、中学校においても、同じような形で演劇を鑑賞して、またある学校によっては、合唱団を呼んで音楽を聴くという形で、それぞれ年次計画を持ってやっております。また、音楽発表会、それから函工の美術展でございますけれども、まず小中学校の函工美術展という形ですけれども、これにつきましては毎年1回、小中学校の子どもたちが書いた絵だとか、彫刻だとか工作物、そういったものを産業会館の2階のホールで展示してございます。昨年は、ちなみに1,337点の展示がございました。

それから、音楽発表会ということですが、小学校においては、これは年に1回なのですけれども、小学校全校ではございませんけれども、9校の495人が市民会館に集まりまして、合唱だとか、合奏をそれぞれ行っているところであります。また、中学校におきましては、14校、500人の生徒が同様な形で合唱、合奏を行っているという内容でございます。

秋山委員

今お聞きしましたら、伝統文化に触れるというのは、なかなか難しいというふうに感じました。小樽市内の小中学生に呼びかけて、小学校1年から中学校2年生まで30名ということで、何かのきっかけをつくらないと、こういうものに取り組むというのも、難しいものだというふうに思いました。また、生け花に限らず、もう少しいろいろな分野に広げていく機会があればいいというふうにも感じました。また、能と狂言の教室、これも公演中に1席何名分という割当てというのものがあるのでしょうか。あつてのこの人数なのでしょうか。

(教育)学校教育課長

この能と狂言の教室ということでもありますけれども、これは先ほどもお話ししましたけれども、能に親しむ会の晩に公演をするわけですが、その前に、小中学校の生徒のために市民会館で1時間程度だと思っておりますけれども、2席ほど、能と狂言に小さいうちからそういった本物の芸術文化に親しむという立場で公演をしていただきまして、それに対して小中学生が応募をして見に行くというスタイルになってございます。

秋山委員

応募となると、やはり好きな子どもに偏るのかなというふうに感じます。できることならば、国としても子どもの関連に対して予算づけもかなりされておりますし、北海道を通じてですか、申込みながら取り組んでいかなければならないという厳しさもあるかと思っておりますけれども、子どものうちにこういう機会に会う率を高めていただければありがたいというふうに感じております。

子どもの教育に対する工夫について

教育委員会への質問の中で、予算のことをお尋ねいたしました。教育長の答弁の中で、限られた財源の中での工夫をしてみたいと考えておりますと、かなり厳しい状況なのだと思いますが、教育予算に関しては市長がじゅうぶんに配慮されておられるという部分もございまして、大変な中でも子どもの教育に関して、前向きに取り組んでいただいているというふうに感じましたけれども、今後、どのような方向性で工夫をされていく予定があるかという部分をお尋ねしたいと思います。

教育部川原次長

限られた予算内ということで、工夫の関係でございまして、演劇や音楽といろいろなジャンルがあるわけですが、私どもといたしましては、その年次的な組替え等も考えていきたい。さらには、芸術の鑑賞、それから創作の発表の機会、これらの充実化を図ってまいりたいということで、子どもたちがより多くの文化に触れる機会を設けていきたいと、このように考えているところでございます。

(教育)学校教育課長

私、先ほどの委員の答弁の中で、能と狂言教室の中で、子どもが応募しているという形で答弁しましたけれども、応募ではなくて、私ども教育委員会で広く全小中学校の方に募集をかけまして、そして学校単位で来ていただいているという状況でありますので、答弁を訂正させていただきます。

秋山委員

学校単位でということは、一つ一つ今年は例えば量徳とか、次は花園とかという感じですか。そういうのとまた違うのですか。

(教育)学校教育課長

いや、そういうことではなくて、全学校一斉に案内を申し上げます。その中で学校が今年度については能と狂言を見にいこう、鑑賞に行こうという形で申込みがありますので、そういった学校を対象にやっているということでございます。

秋山委員

工夫といっても、何かまだ全然目に見えない形で終わっているように感じておりましたけれども、よりよい方向で、どんどん少しでも絵にできるという状況にしていっていただければありがたいと思います。

乳がん、子宮がんについて

続きましては、乳がんと子宮がんに関連してお尋ねしたいのですが、厚生労働省から子宮がんに対しては、10歳引上げという部分が出ておりますが、それに対しては、市としてはその方向性でいきたいというふうにお考えなのですか。

(保健所)健康増進課長

乳がん、子宮がんについてのお尋ねでございますが、今後、他都市の状況を見ながら考えていきたいと思ってい

るのですけれども、実際にはやはりそういった疾病に対する技術というのは出てきておりますので、今後予算の関係も含めまして、考えていきたいと思っております。

保健所長

今、健康増進課長が答えたのですけれども、全国的にそういう傾向があって、国もその方針になっております。今後、予算の関係もいろいろありますから、そういった部分も含めて、積極的に検討していきたいと思っております。

秋山委員

厚生労働省の方針として、それぞれの自治体の裁量、要するに財源によるところが多いということで、一日も早くそういうことに基づいていただければありがたいと思いますが、先回お尋ねしたときに、215万円必要だと。そして、乳がんの場合は年齢引下げに100万円必要だというような内容の答弁をいただきました。その前に、マンモグラフィの整備が必要だというふうにおっしゃってございましたけれども、今、小樽市でも、このマンモグラフィを持っている病院に、それぞれお願いして検診をしているのではないかというふうに思っておりましたが、その状況をお願いいたします。

(保健所)健康増進課長

マンモグラフィの乳がんの検診の関係なのですが、これは小樽市が委託機関と委託をしているわけなのですが、6病院と委託をしている状況でございます。

秋山委員

その委託を受けている6病院には、このマンモグラフィは整備されていないのでしょうか。

(保健所)健康増進課長

6病院については、マンモグラフィは整備されております。

秋山委員

前にお尋ねしたときに整備しておりますということをお聞きしていたものですから、また新たに整備が必要なのかというふうに感じたもので、お尋ねをいたしました。であれば、あとは小樽市の判断で、この確かに乳がんの場合は100万円必要ですけれども、それとともに受診率は厳しい面もあるかと思っておりますけれども、本当にこの乳がんというのはなかなかわかりません。このがんというのは痛みが出たときは、もう終わりという状況で、ほとんど検診に行ったときには、片方がなくなるという状況の方が多いという、それぐらい若いと進行するのが早いという病気、これは何とか厳しいでしょうけれども、実際引下げという部分で検討はいかがなものなのでしょうか。最後にお尋ねいたします。

保健所長

年齢を引下げなければならないというのは、医学的にはこれは本当に正しいのです。それが、けっきょく行政レベルで、それを補助してやるということと、啓発してより自分の健康というか、そういったことをすべての女性がじゅうぶん自覚して病院で受けるという、それも私は重要だと思うのです。ですから、そういう二面性から今後検討していきたいと考えています。

秋山委員

今、所長がおっしゃったように、自分の健康は自分で管理するというのが本当に一番必要なことだとは思っております。ところが、なかなかこれ仕事を持っていたりすると、厳しいというのが現実で、それで国として21ですか、健康に関しての予防という観点から打ち出されて、小樽市も健康おたる21というのが策定されているのではないかと感じます。本当に自分の健康、自分で管理できれば、こんなことここで言っても厳しいですけれども、もう少しスマートにならなければいけないと思っております。それぐらい自分の管理ということは難しい問題ですので、何とか市長も前向きにこの点考えていただければありがたいと思っておりますけれども、いかがなものでしょうか。

市長

今、乳がんの関係でいろいろお話がありましたけれども、確かに乳がんが市が相当検診料を負担している。今1,000円ですけれども、こういった状況からいって、先ほど保健所長も言ったように、もう少しPRといたしますか、乳がんの状況というものを知っていただくという、二面性でやっていくべきだと思います。ですから、そういう面で今後どういうふうにするか、受診率を高めるために年齢を引き下げる。そのためのまた啓発活動、それから早期の検診を受けるという、それから受診に対する手当といたしますか、受診料に対する手当、いろいろありますので、その辺をよく検討した上で、何とかいい方向が出ればというふうに思います。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

民主党・市民連合に移します。

山口委員

観光基本計画について

代表質問で、私は特に観光についていろいろ議論をさせていただいておりますが、特に市長が日ごろ言っております宿泊型観光への移行ということが、最大の課題であるという認識で、いろいろな提言を申し上げたつもりです。

昨日の市長の一般質問の中でもございましたけれども、観光基本計画が今策定されていて、その中で何とか宿泊型観光につなげていくように、論議をしてほしいというようなことも申されておりましたので、その観光基本計画について、これまでどんな論議をされておったのか、今後どんなことを課題に議論をされていく予定なのか、わかるところまででけっこうでございますので、少しレクチャーください。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

小樽の現状を踏まえまして、これからの小樽観光のあるべき姿や方向性を示すために、小樽市観光基本計画をつくらうということで、関係団体や市民の方々16名の委員にアドバイザー1名を加えまして、昨年11月21日に第1回の策定委員会を開催しております。これまでに臨時会を含めまして、策定委員会を3回、それからワーキンググループであります検討部会を2回、さらに市役所内における関係部の課長職によります庁内検討会議を2回、さらに幅広い分野の皆さんから現場の生の声を聞こうということで、6回の観光懇談会を開催してきております。これまでの策定委員会では、計画の目次に当たります全体像を定めまして、これから計画の核となるようなスローガンを論議いたしまして、項目ごとの具体的な中身の検討に入るところでございます。ただ、策定委員会の進め方につきましては、検討部会で原案を作成しまして、策定委員会にかけるといって進めていくわけなんですけれども、当初、来年3月末をめどに審議を進めていこうということを進めておりましたけれども、委員の皆さんより、あまり期限を定めずに議論を重ねていきたいという意見が出まして、委員皆さんによるその主体的な議論を優先させる中で、必要に応じて3月末にこだわらずに議論を進めていこうということでごまかしております。

山口委員

一生懸命議論を民間の委員の方も含めてやられていることは認めますし、今後も期待しておりますが、私はかつて観光誘致促進協議会の調査研究部会副会長として、一回、観光の方針というか、まとめたものがございませ

れども、その中で観光の課題については、もう大方の課題は出ていたわけです。代表質問でもるる説明をさせていただきましたが、民間の方々が相当時間を割かれて、いろいろな事業を展開されているわけです。これはみんなボランティアでございますけれども、各種イベント等、また広域観光も含めて、海外も含めてですけれども、やられているわけなのです。そうした中で、今の課題は何かということに絞られて、そこを議論していかないと、なかなか実効あるものになっていかないのではないかという印象を持っているわけです。私の印象を申し上げますと、一昨日も申し上げましたけれども、ソフトの方はフルエンジンでやっているわけです。ホスピタリティも十分にです。そういう中で、どうもハード部局との連携がうまくいっていないのではないかということ再三申し上げてきているわけです。

緑の基本計画なども、実は観光都市小樽として、観光部局も一緒に論議に入っていきような事業ではないのかというふうに思って、一昨日もそういう質問をさせていただいたわけです。ですから、今後いろいろ論議を進められる中で、ハードの部署にも何か入って論議をしていただけるような部分があれば、ぜひとも庁内連携をとって、話を聞いてやっていただきたいと思いますが、その辺については、せっかくまちづくり推進室というような形で、ハードの部局が戦略を練られるということがありますので、ぜひともそことの連携をとりながらやってほしいなと思います。それについてはいかがですか。

(建設)都市計画課長

まさに委員がおっしゃるとおり、ソフトとハードがまず連携として、緑の基本計画の理念であります「市民とはぐくむみどりあふれる、ゆとりあるまち小樽」の実現に向けて努力していきたいと。まさにこれを進めることによって、また小樽観光の振興につながるものと考えてございます。また、関係部局と連携をとりまして、この緑の基本計画の推進に向けた会議も昨日設置しているところでございます。

山口委員

その緑の基本計画でございますけれども、一昨日もこれから申し上げることに限ってお伺いしますが、特に民有地における緑化というのが、主要施策の8の中で書かれているわけです。民地、最近、言ってみれば、古い住宅でたいへん立派な庭を持っていらっしゃるところがどんどん壊されていって、まち中の緑がなくなっていく傾向が非常に大きいわけです。景観で売っている小樽はなかなか種々の事情があって取壊しをされるということでしょうけれども、新たに建つところの民地の緑化についても、何か誘導策というのが必要ではないかと。ここにはそういう意味で、そういうことを何とか説得をして進めていこうというふうなことで書かれているわけですが、何か具体的にそういうことを進める誘導策のようなものはお考えなのでしょうか。

(建設)都市計画課長

まさに民地の緑化については、非常に難しい問題であると考えておりますが、民地の緑化について、市としても普及啓発を図るとともに、また具体的な考えといたしましては、開発行為、建築課等への届け時にリーフレットを配布したり、また本計画の趣旨を理解してもらって、市民に理解していただく努力をしていきたいと思っております。

山口委員

緑の景観について

それに関連してでございますけれども、小樽には景観条例があるわけですね。そういう中で開発については、例えば外壁とか、その他景観に配慮したものを指導されているわけですが、小樽開発指導要綱という中では、新しく開発をされる、建設されるマンションなんかもありますけれども、最近マンションがたいへん増えておりますけれども、0.3ヘクタール以上の場合には、3パーセント以上の緑地を持つというふうなことでなっているわけですが、印象的に申し上げまして、街なかでマンションなんかが増えてきているわけですが、たいへん緑の確保が少ないという部分があるのです。これは打合せの中に入れておりませんでしたけれども、しっか

りとしたお答えをいただこうとは、思っておりませんが、今、新景観法等を北海道が論議をされて通ったわけですが、そういうものとの連携として、小樽独自の条例として景観地区については、5パーセントぐらいに緑地を確保するとか、そういう方策みたいなものを今後検討されるつもりなのか、その辺についてもお話をいただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

今、お話がありましたように、小樽が景観条例を持っていて、この中で緑の保全等々につきまして、いろいろな形でお願いをしている経過がございます。その他、開発行為やその他事業を新たに展開する事業主の方にも、緑化等に向けて協力をいただくようお願いをしております。そんな中で、今後いろいろな形でお願いをしていく形になろうとは思いますが、景観条例の中にも、そういった精神もうたわれておりますので、こういった緑化が今後もよい形で進むように、努力してまいりたいというふうに考えてございます。

山口委員

街路樹のせん定の問題についても、代表質問で話をさせていただいて、民間と協力をして進めていきたいというようなお答えをいただいているわけですが、特にナナカマドは葉を全部落としていないのですね。ただ、形はちょっと悪いですよ。特にプラタナスなのですよ。今の観光シーズン、連休から入っておりますが、本当に枝がないのです。大竹委員長は、造園の出身ですからよくおっしゃっています。特に緑山手、これは小樽の顔ともいうべきで日銀もあたり、旧三井銀行があたり、銀行群があたり、非常に観光客の皆様方が注目をされている場所だと思いますが、このせん定については、もう少しモデルケースとして、ここには日銀通景観協議会というのもございますし、雪あかりの路では、私たちにたいへん協力もいただいて委員にもなっていていただいております。私たちがたいへん興味を持っている地域でございますので、ぜひとも市長が常々おっしゃっていただいております市民と行政の協働ということで、何とか今までのいろいろいきさつがあって、今のようなせん定になっていると思うのですが、そういう中でも、何か今申し上げたような協働作業としてのシステムをつくって、やり方を変えていくようなことを始めるような、そういうつもりはないのか、お聞きいたします。

建設部長

このせん定の方法につきましては、代表質問でもお話しさせていただいたのですが、今、言われる緑山手線、いわゆる我々浅草通線と言っているのですけれども、あの地域につきましては、先ほどお話がありましたプラタナスがなるのですけれども、市内の市道には4,500本ぐらいの街路樹がありまして、プラタナスが4番目に多い街路樹としてあるわけですが、ご承知だと思いますけれども、このプラタナスの生育というのは、1年間で1メートル前後生育するというので、そうなりますと、お話をさせていただいておりますけれども、架空線の支障なり、それから降雪時期には、けがだとかそういった事故も起こるとということで、今言われるように雪の降る前に、それこそ相当数葉をなくなるぐらいまでせん定をしているわけですが、私どもとしましては、今お話がありましたように、地域の方々、それから緑化団体も相当数調べているようでございますので、今お話にありましたモデルケースということもありまして、今年の秋口のせん定に当たりましては、地域の方々、そしてまた緑化団体の方々とも共同で1回テストケースとして、どこまでせん定をできるのかということで、これには当然N T Tなり、北電の架線がありますので、そういった方々も含めて協議をさせていただいた中で、モデルケースとしてせん定の方法を研究してみたいなと、このように思っております。

山口委員

今の話は、いわゆる市当局だけで話をされるというのではなくて、関係団体の方々とか、他の庁内でも、観光基本計画の話させていただきましたが、そこには民間で入っていらっしゃるわけですね。ボランティアの方々も、その計画には直接参画はされていませんが、協力していただいている方もあるわけですね。そういう意味で今のようなところについては、ぜひとも経済部局とも連携をされて、話をかけていただいて、私たちも参加を

し、協議をさせていただきたいと思っておりますが、その辺について、新たな試みとしてやるわけですから、そういうシステムというか、そういう話合いの枠組み、そういうものを一度そういうことをきっかけにやられたらいかかかなと思うのですが、その辺については、いかがですか。

建設部長

私ども、従来ハード部門として、いろいろなことを想定しながらせん定をしているわけですが、今、お話のありましたように、ハード部局、ソフト面の部局と、それから地域の方々のその緑化団体の方々の協力をいただけるということであれば、その辺も含めまして、どういったせん定方法がいいか、そしてまたどれだけ長い間緑を確保できるのかということを含めまして、今年は取り組んでみたいと、こう思っております。

山口委員

ありがとうございます。私たちも一生懸命協力をさせていただきますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

石垣の件について

次に、石垣の件なのですが、たいへん貴重な石垣が残っていたわけですね。石垣も古くなりますと、膨らんできたり補修をするというようなことになると、たいへん費用を要するわけです。それで、要補修というところが、多々あると聞いております。現状で、今、所有者が危険だと思っていちゃって、市も危険だと認識していちゃって、直していただきたいということを市の方から要望されているようなところというのは、何か所ぐらいございますか。

(建設)宅地課長

現在、市道に面している民地における石垣で補修が必要と思われる箇所は、一昨年度までには54か所ありまして、その後6か所ほどご協力をいただき補修が終わり、現在48か所程度と押さえております。

山口委員

私は、小樽に来まして28年たったわけですが、そのころから比べても、石垣が持ちきれないということで、ほとんどがコンクリートの擁壁に変わっていますよね。いわゆる、潤いのあるまちづくりということとずっと総合計画の中でもお書きになっているし、どのまちもお書きになっているのですけれども、なかなか家屋もそうですね。古い建物にはみんなが住みにくいし、寒いし、維持管理にお金がかかるからというので、今、ごらんになってわかるように、市役所のすぐそばの古い建物も壊されていますよね。そういう形でそれがどんどんコンクリートに変わっていくようなことですね。これは、手をこまねくしかないという現状だと思うのです。何か手だてを考えていかないと、本当に一部しか小樽の観光を支えているというよりも、小樽人の心のよりどころみたいなふるさとの風景が変わっていってしまうのです。そこに歯どめをかけていくような方策を、何とか知恵を出して考えていかなければいけない。特に石垣なんていうのは、建築基準法がある意味では悪い部分があるのです。ちょっと今は記憶にありませんが、勾配を5メートルの高さで1メートルぐらい中に入れてということで、面積が減りますよね。コンクリートでやると、真っすぐ建てられますから、自分の民地が増えるわけです。そういうこともあって、それが逆にコンクリート擁壁に変わっていくということも聞いておりますけれども、いずれにしても、自然石のものは落ち着くではないですか。ですから、そういうものを何とか残すという意味で、できればそれは歴建と同じように助成措置をとればいいのですけれども、今回も財政難で私たちも泣く泣く同意をさせていただきましたけれども、助成が1,000万円が600万円に、600万円の3分の1の助成が、そのまた10分の6にということで、小樽のまちの全国に注目されたこの条例も、骨抜きになったとは言いませんが、言ってみるならば、やむなくそういうところまで落ちていくというような状況もあるわけです。そうした中で、景観を守ったり、逆に新たな都市景観をつくっていくというような意味で、なかなかそこにお金を回していけないというような状況は、私もよくわかります。

それで、今、石垣のことだけではございませんが、先ほどの民地への緑の醸成というか、そういうものとか、多

々ありますけれども、そういう小樽独特の景観形成や景観の保全等を、今回、雨降って地固まるではないけれども、ひょうたんからこまではないですけれども、市長の答弁が、それこそ全国の名だたる雑誌にまで取材をされて、いわゆる自治体財政がたいへん苦しいという、言ってみるなら、地方自治体の財政危機の象徴のように、この小樽が見られているところの中で、小樽は古いまちでございますので、多くの先輩諸氏、小樽をふるさとに持つ方が全国にいらっしゃるわけです。財界の中にもいらっしゃいますよね。東京小樽会とか関西小樽会を中心にして、大勢の小樽の応援団がいらっしゃいます。そういうところに声をかけて、市内の篤志家からいろいろな形で基金として積み上げられている、そういうものもありますけれども、これは小樽救済基金ではないのですけれども、一定のそういう小樽の小樽らしさを守っていくために、緑や歴史的な景観を守るために、石垣も含めてですけれども、基金を市がお願いをして民間とも協力をして集めて、そういう政策に限って使わせていただくと、そういうふうな基金を創設をして呼びかけられたらいかかと。

なぜこういうことを申し上げますかという、これはホームページからとりましたけれども、長野県泰阜村という小さな村があるのです。ここは林業のまちでございますけれども、環境景観保全、そういうようなほかのことも含めてですけれども、政策を限って全国に募集すると。こういう発想はなぜ生まれるかという、長野県知事が、泰阜村に住所を移したというような全国ニュースになったことがありましたね。だから、そうなれば、逆に注目を浴びましたから、基金も集まりやすいのではないかと思われたのだと思いますよ。実際にこれは財政が大変なわけですから、そういう意味で当然、大口の寄付であれば所得税から減免される部分もありますから。都市の人の所得ですから、その村のおなかには痛まないわけです。だから、そういう意味ではちょっと恥を忍んでということになるかもわかりませんが、そのぐらいの私は財政危機だと思うのです。やはり小樽ファンがいますから、小樽市もホームページを持っていますし、誘致協もホームページがありますし、先ほどこちらにいらっしゃった小樽ジャーナルだって、相当リンクもアクセス数があるわけですから、そういうところにも協力をいただくだとかして、そして呼びかけると。もし小樽がそういうことをやれば、これは相当なインパクトがあると思うのです。だから、そういうことを一緒になってすぐにやるのではなくて、検討してやるような意思はありませんか。

(建設)都市計画課長

まず、緑の基金についてでございます。市には小樽市緑化事業基金を設置して、公園などの緑化の資金としております。ただ、直接具体の民地に対する支援というのは、なかなか難しいという状況にあります。このような基金につきまして、先ほどおっしゃられた先進事例などを勉強するなど、基金の充実についていろいろ検討をしていきたいと思っております。

市長

いわゆる小樽の景観を守るために、全国の皆さん方をお願いをするという、これは一つの方法かと思えます。ただ、石垣にしても、建物にしても、私有財産といいますが、そこが問題なのです。ですから、そこら辺の調整をどう図っていくかという、非常に難しい問題だと思います。すぐその家も今壊していますけれども、けっきょくは老夫婦になってとてもではないけれども、寒くて住めないという、そういうやむにやまれぬ状況から壊さざるをえない、建替えざるをえないというようなこともありますから、それに対して行政が入っていくわけにもいかない。そこが非常に景観を守るためのジレンマといえますか、そういう部分があるわけですけれども、一つの方法として、そういう景観を守るために、全国の皆さんに呼びかけるということは、これは行政が主体になるのか、行政と民間のまちづくり団体の人方とやっていくか、いろいろ手法はありますけれども、それはよく庁内でも検討してみるべき課題かもしれません。

山口委員

赤井川村の農業特区について

次、先ほど自民党の成田委員からも、若干それに近いようなお話があったのですが、今スローライフということ

で、いろいろな多様な生き方を選択肢として選ばれる部分が増えているのです。特に、リタイヤをしたお年寄りとか、都会に長らく住んでいらっしやって、田舎に住みたいという、最後は土に触れて、自然に触れて生きたいという方がいらっしやるわけです。この間も、誘致協でアンケートをとりましたけれども、そういう結果が顕著に出ている点がございましたけれども、そういう意味で赤井川村が農業特区を申請をされて、これが認可をされています。この詳しい内容について、説明をいただきたいと思います。

(経済)農政課長

赤井川村の農村再生特区でございますけれども、赤井川村には約173ヘクタールの遊休農地がございます。既存の農家では、この対象が難しいと、認めないということがございまして、新規就農希望者が農業に参入しやすくするため、特区の申請をしたということでございます。それにつきましては、農地法、権利取得後の下限面積要件、それは今まで2ヘクタールだったものを30アールに緩和するというものでございます。その対象につきましては、赤井川村全域が対象になっているというふうに聞いてございます。

山口委員

30アールと申しますと、坪数でいうと900坪です。900坪だということ、私の経験では大きな耕運機は要りません。お年寄りでもせいぜい小まめパンチというのがありますけれども、だいたい12万円くらいですか。両手でもって、ドッドドッドと、こういうふうに起こせるのです。それでじゅうぶんやれるのです。多種多様な作物を趣味的につくっても、これはいわゆる有機農業でやれるのです。草取りなんかも多少はありますけれども、長い間グリーンツーリズムの推進ということ、国も道もおっしゃっているわけですが、私は専業農家も今の現状では、専業農家がやられるのはたいへん難しいと思っております。新規営農された、いわゆる余暇農業の方々が都市から農村にどんどん入っていただいて、そういうことを補っていただくと。それから、農産加工品なんか他業種から参入されるわけですから、消費者の側から参入されるわけですから、新たな商品開発が始まっていく可能性もあるし、そして農業団体や婦人団体、農協の婦人部会もありますよね、そういう方々とも連携をされて、新たな農産品の加工品なんかをつくって、それが意味では都会の人に受けて、ブランドになっていく可能性もある。

そういうことが、ぼちぼち始まってくるとはいい印象を持っております。赤井川村は、立地的にも小樽にたいへん近いし、ましてキロロは小樽の観光の中で、小樽市域の中にあるぐらいの感じでリンクをしてやられているわけです。これは赤井川村も、こういうことで30アールで新規営農を認めていくというような方向になっているわけですから。ただ、今の状況では、この間も新聞に書かれていましたけれども、札幌近郊の方が新聞などの情報で、ようやくごらんになって、道新は北海道だけではなく、本州でとられる方がいらっしやるかわかりませんが、全国レベルで、東京とか大阪とか、そういう大都市に向けて、そういう情報を発信する必要があると。小樽は、そういう意味でいうと、ホームページのアクセス数でも、圧倒的に小樽から発信されているホームページというのは多いわけです。赤井川村がホームページを持っていますけれども、そこに入ってくる人と比べたら、これは比べものにならないわけです。だから、小樽の観光というのは、そういう意味でいうと、そういうすそ野の広い観光というのを、奥座敷として赤井川村を持って、ぜひとも連携をしてやっていただきたいと私は思うわけですので、ぜひとも赤井川村とそういう意味で連携をされて、小樽の民間と市が共同で運用しております誘致協のホームページ等を誘導をして、それを、言ってみるならば、情報発信をして、これはかつてにやるわけにはいきませんから。それで、新規営農者の募集を赤井川村もやっているでしょうけれども、赤井川村にかわってやると。いわゆるそういう営農支援、新規の人が入ってくる素人ですから、それも含めて、行政区域は違いますが、一緒になってやる必要があるのではないかと。そういう中で後志の連携の一つのモデルケースとして、今、黒松内町まで広域観光でやっていますけれども、ぜひそういうことを、他町村だからうちは関係ないというのではなしに、先ほどの観光基本計画の中でも位置づけられて、ぜひ検討をされて、このことによって赤井川村とも連携を深めていただきたい。その辺についてのお考えはいかがですか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

ただいまの委員のご提言にありましたとおり、誘致協がホームページ上で、例えばその連携を図っていくことにつきましては提言してまいりたいと思います。なお、市はその小樽観光誘致促進協議会の方と連携しまして、日帰り型観光から宿泊滞在型観光に移行させるべく、いろいろなことをやっているわけなのですが、今年9月に大手旅行代理店の商品造成担当者、実務者を小樽にお呼びして、そしてよく言われています運河とか、堺町界わいという日帰り観光客がよく来ている、そういった観光以外のところも、小樽の魅力を商品造成担当者の方々に企画提案していこうというふうに考えているのですが、この中で広域観光という観点から、視察していただくモデルコースの一つで、赤井川村ですとか、仁木町を入れて、そういった農作物の収穫ですとか、そういったことも取り入れることによって、広域観光の連携を図っていこうというふうに考えております。そういうような形で、一つ一ついろいろな事業を広域観光の視点から進めてまいりたいと考えてございます。

山口委員

今、企画宣伝課長のお答えの中で、農業特区との関係で、誘致協の中でも議論をしていただきたいと思いますけれども、それはいいですね。

地域経済活性化会議について

地域経済活性化についてお尋ねいたします。

この中で、小樽ブランドを今アンケート調査とか、いわゆる調査の委員会をつくって議論をするという話なのですが、その辺について、どんな計画を持ってらっしゃるのか、説明をいただけたらと思います。

(経済)産業振興課長

昨年6月から地域経済活性化会議をやりまして、9月に各ワーキングをつくりまして、今、地場産品等評価基準調査のことだと思いますが、観光高度化ワーキングのグループが中心となりまして進めていただいております。本年度は特に寿司屋、それからガラス工芸品を扱うおみやげ屋を中心に対象にしまして、経営者とお客さん双方から、接客サービスなどのヒアリング調査をしっかりとしまして、それを行って小樽ブランドを構築するために、第一歩ではございますが、評価基準づくりを、現在、来年3月末までには実践したいというふうに進めているところでございます。

山口委員

この件については、私はまだ機会がありますので、引き続き質問をさせていただきます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。市民クラブ。

森井委員

一般質問で環境整備についての質問をさせていただきました。市長の答弁で、ターゲットが絞れないというようなお話しがあったので、自分は海洋側で銭函周辺を中心にして、例えとして伺いしていきたいと思っております。

ドリームビーチの駐車場について

現在、大浜海水浴場、ドリームビーチ、その駐車場の土地は、どこが管理しているのかを教えてください。

(経済)観光振興室長

ドリームビーチ周辺の土地でございますが、国有海浜地ということになっておりまして、道、具体的には小樽土木現業所が管理をしております。

森井委員

駐車場はちなみに、幾ら徴収しているのでしょうか。また、その根拠もお願いします。

(経済)観光振興室長

駐車場の使用料金でございますが、これは小樽市駐車場条例に定められておりまして、料金といたしましては、大型車で1日1,200円、普通車で800円、二輪車で200円となっております。

森井委員

その根拠をお願いします。

(経済)観光振興室長

ただいま申し上げました小樽市駐車場条例に定められておりまして、第4条第3項に料金の徴収が定められております。

森井委員

今、おっしゃられたように、国有地で北海道が管理しているところですけども、その徴収は市で行われているということでしょうか。

(経済)観光振興室長

駐車場開設に当たっての使用料、駐車場については市が徴収をしております。

森井委員

都市計画としてはあのエリアというのは、市街化調整区域という位置づけでよろしいのでしょうか。それだけお伺いしたいのですが。

(建設)都市計画課長

あそこにつきましては、現在、調整区域でございます。

森井委員

今のお話からは、市街化調整区域でも、市として条例を制定すれば料金を徴収できると、私自身は把握しております。

海岸線のごみ処理について

その中で、今度は質問を変えまして、海岸線の管理者は北海道だと思うのですけれども、今、海岸線の不法投棄というか、ごみの問題がかなりひどいと思うのですけれども、その管理者である北海道がそのごみ処理に対する対応を行っているのか。行っていたら、その内容を教えてください。

(環境)管理課長

海岸の清潔保持につきましては、管理者である北海道が行ってございます。北海道が13年6月に自動車、家電類、タイヤ類だとかの大規模な清掃を行いまして、そのときは小樽市も合わせて、それに参画させていただきまして清掃したところでございます。ただ、平成14年、15年につきましては、残念ながら実施をされてないのでございますけれども、自動車類が現在放置されている部分があるものですから、今年度、その部分の撤去をしたいという話が土現の方からあるやに聞きまして、はっきりとその部分の内容を把握していないのですけれども、今そういう状況であるということです。

森井委員

継続的に行われているということはないでしょうか。

(環境)管理課長

基本的には、先ほど言いましたように、13年度に行って、2年間やっておらず、3年置きに、ではやるのかというと、そういう定期的な部分ということはないのですけれども、ただ、当然、市といたしましては、管理者である土現の方に市の方から要請してございまして、その要請を受ける中でもって、13年もやっていただいたという一つの経過がございます。ですから、私どももねばり強くそういう形の交渉はしていきたいというふうに思っておりますけれども、定期的にといいよりは、汚れを見ながら、道もやっているという状況だと思います。

森井委員

私自身は、海岸線におけるごみというのは、毎年増えていくもので、日本海側、小樽に関しては北側を向いておりますので、必ず冬になると波が上がって、そのごみが必ず波にさらわれていくという現状になっているという話を聞きます。それで、今の海の現状をお聞きしたのですが、石狩湾で底引き網漁をしている方々がいらっしやるのですけれども、その漁において網にかかるものが、最近魚よりもごみの方が多いのではないかと。それは極端な話かもしれませんが、そういう話を聞きます。また、ダイバーが潜って、海の水はごみがたまり始めていると。このままで本当にいいのだろうかというような話も出ています。小樽市は、海からの恩恵を受けて成り立っている市であると思いますので、今、もう北海道に問いかけているような話もありましたが、市としても率先してこのことに対して取り組むべきではないかと、私自身は思うのですけれども、改めて見解をお願いします。

(環境)管理課長

市も積極的に取り組むべきだということで、確かにそうでありまして、これはあくまでも、ただ原則に戻りますと、管理者たるものが、その自分が管理している土地を当然清掃をしていかなければいけないという義務といえますか、務めなければならないような実態になってございますので、それはあくまでもその管理者がやっていただく。ただ、当然、管理者がすべてをできない部分が出てくることもあると思うのです。そういう中で、市も協力しながら、積極的にその部分を支援していきたいというふうには考えてございます。

森井委員

おっしゃるとおりで、確かに小樽市だけの責任ではないですから、しかしながら、現状がもう既にそのような形までいっているというのが事実だと思います。

そこで、市街化調整区域ですから、乱開発というのは確かに防げると思うのですけれども、私自身が見る限りですと、どうしても不法地域と化しているように思います。

そこで、洞爺湖の、これは市民の方々というか、利用される方々に渡される資料なのですが、洞爺の方ではこのような形で維持協力金とか維持費という形で徴収をしています。このような形をとることはできないものだろうか、私自身は考えておりますが、このことに関しての見解をお願いします。

(環境)管理課長

そのごみの清掃といいますが、その不法投棄物の清掃に対する費用といいますが、その観点から申し上げますけれども、海岸自体は国民が自由に使えるものであると。それに対して、ある一定程度の金額を取って、その利用を制限するような形というのは、どうなのかなど。しかも、駐車場のよう利用者の利便施設といいますが、それを利用するものとは異なりますので、不法投棄されたものの清掃料を投棄者から取るというのはわかるでしょうけれども、利用者からその分を取るというのは、利用者自体の理解が得られないのではないかとというふうに考えてございます。

森井委員

では、そのごみを置いていっている原因と思われるものが何かあれば、教えてください。

(環境)管理課長

ごみといいましても、いろいろ雑多に捨てられていまして、大きいものでは確かに車もありますし、小さいものはペットボトルの一つからあるわけでございます。そういういろいろな状況があるものですから、一概に何とも言えるような状態ではないと思います。

森井委員

私自身は、業者による不法投棄とかというのは、もちろん別なのですが、やはり海岸に来る方々、いわゆる利用者が置いていっているケースもあるのではないかと考えております。

それで、ちょっと質問を変えますが、現在、星置川周辺から石狩湾新港あたりまでかかわる範囲なのですが、観光室長にお伺いしたいのですが、ざっとでいいです、勘でもいいですから、どれぐらいの人が出入りしていると想

像しますか。

(経済)観光振興室長

今のご質問ですが、海水浴場でありますドリームビーチと、その地域という意味ではサンセットビーチと、この二つの海水浴場でございますが、ここでドリームビーチで昨年の海水浴場の利用者としては、10万人だったと思います。サンセットが5万人ほどですので、海水浴場利用者としては20万人弱ぐらいであったと思うのです。あとブレイジャーボート等のマリンスポーツで海岸線を利用される方もおられまして、これについては、何とも計測はしておりませんので、はっきり申し上げられませんが、海水浴客よりは少ないかとは思いますが、相当の人数の方が出入りされておられるというふうに見ております。

森井委員

残念ながら、私自身も調べてはいないのですが、私はあそこでよく活動しておりまして、海側から浜を見ることがあるのですが、現在は海水浴場よりもそれ以外の地域の方が混雑をしております、ぱっと見ですが、同じ範囲で5倍から10倍の方々がいます。海水浴場よりもあの地域は広いですから、簡単に単純に考えても、100万人以上の人たちが必ず出入りしていると、私自身は思っております。

先ほど人の出入りは自由だという話がありました。私自身もそう思っております。その中で、ソーラス条約でフェンスが張られるのは、自分としては不満のところもあるのですが、海岸線全部にフェンスを張るとかそういうことではなくて、人そのものではなく、車とかの乗り入れの規制とかはある程度できるのではないかと。又は、こういう形で協力金としてお金をいただくことも可能ではないかなと、私自身は思うのですが、いかがでしょうか。

(環境)管理課長

今のご提言ですけれども、あくまでも不法投棄対策上としてのお話ということによろしいでしょうか。

森井委員

はい。

(環境)管理課長

何回も繰り返しになるのかもしれないのですが、海岸地区を一定の部分で仕切って料金を取るということが、いいのかどうかということだと思っておりますけれども、基本的にある施設に対する利用料として取るのは当然だと、例えば駐車場を整備して、駐車場としての部分のための金額を取ると。そういうことは普通だと思うのですが、ごみ対策上として、そのごみが捨てられないようなための、ごみをとるというのですか、清掃するといいますが、そのための費用としてそういう対策をするというのは、ちょっと私もどうなのかなと。先ほど言ったように、なかなかそういうことはできないのではないかとこのように理解していますけれども。

森井委員

ちなみに洞爺湖は、自分も見てきましたが、何も設置されておられません。先ほど話させてもらったように、100万人以上の方が出入りしていると。あそこは歩いていけるようなところではないですから、皆さん車で出入りするわけです。単純に車1台を4で割っても、20万台は出入りしているのです。たしか自分が知る限りだと国道からあの周辺、先ほど言った星置川から石狩湾新港までの間の通りというのは5本しかないのです。通りそのものを規制するのは難しいと思うのですが、それだけ出入りが狭いところ、どんなにいらっしゃる場が広くても、出入り自体の場はそれほど多くないわけですから、その人数を考えるならば、その5本をある程度そういう形でお金を徴収したりすることで管理するというのを、それほど不可能なことではないと、私自身考えているのですが、もう一度見解をお願いします。

(環境)管理課長

洞爺湖の場合の事例でございますけれども、キャンプ地としてのその部分の整備といいますが、例えばトイレもあるでしょうし、芝刈りもあるでしょうし、清掃もあるでしょうし、それらに人が張りついている部分の中でもっ

て、負担金といいますが、協力的な部分をいただいているのだらうと思います。うちの方は、私も環境部のスタンスとしては、あくまでも海岸線の自由なスペースの中において、一定の枠をかけるということが、果たして法的にできるのかと。実は私は国土交通省海岸室に確認をさせていただいたのですけれども、海岸室の言い方としましては、要は国民の財産であります。海浜地ですから、国民の財産であります。それに対して、ごみのために、ごみの不法対策の経費として、負担金といいますが、費用を捻出するために利用者からお金を取るというのは、やはりできないのだらうという形でもって言われておるものですから、そういう形ではないかなというふうに私は思いますけれども。

森井委員

それで、これから小樽の海が汚くなっていくというふうに認めるといことになるのかと、私自身は思うのですけれども、小樽市のみでできることだとは思ってはいません。もちろん、北海道との協力も必要だと思います。また、この話もごみの問題だけではなく、水上バイクの騒音害とか、その他いろいろなごみの問題を含めた中で行われていると思います。小樽市も小樽市のみではなくて、本当に今お話しさせてもらった北海道もそうですが、現在、小樽海保の呼びかけで、石狩湾安全対策連絡会議という会議も協議会もあります。それに小樽市ももちろん参加しておりますし、そういうところでは安全対策としての海岸線の考え方ですけれども、そういうところと連携をして、どの課とかそういう問題ではなく、小樽市としてこの現状を問題点として挙げて、解決を結びつけられるような方策を考えていっていただきたいと、私自身は思っておりますので、見解はよろしいので、一応今後検討していただければと思います。

歩車分離方の交差点について

それでは、前定例会でも質問させていただきました、歩車分離型の交差点について質問します。

前回、市として研究しているのかというようなお話を聞いたときに、渋滞が相当できるというようなことを言われました。自分は小樽市の駅前の渋滞は、歩行者が渡るのに時間がかかり、左折車における渋滞ではないかという話をしたら、その後の答弁が、小樽市民がそれだけの認識を持っていないと。まだ、そこまで認知されていないから、今、導入するのはまだ早いというような話をされたのですが、その認知度というか、どこまで知ればそういうものを導入しようという気持ちになるのか、そこをお伺いしたいのですけれども。

建設部嶋田参事

まず、駅前の歩車分離型の交差点というのは、中央通を整備する段階においても、必要不可欠であるということもあって、たしか平成13年度に公安委員会の方に導入方の要請をした経緯がございます。それで、委員もご存じのように、歩車分離型の部分が無理だと思ふ点は、左折車がいると。それで、後半の左折車の部分の渋滞がなくなると。ただ、いかにせん要は滞留時間というか、いわゆる直進車と右折車については、どうしても倍の時間を待つというようなこともあって、交差点の大きさによってその滞留時間も変わるというふうになっています。その中で、駅前の部分については、国道の地中化も終わり、中央通の地中化もあって、歩道整備もあって、歩行者の滞留場所もできたような状況がありましたので、私は早い段階で、もう一度公安委員会の方に出向いて、環境課題だとか、そういったものについては、また整備してみたいというふうには考えてございます。

森井委員

私自身は、至る所というわけではないですが、中心市街地は歩行者に対しての安心エリアという言葉もありますけれども、それに合わせて、導入していくべきではないかと考えております。駅前もそうですが、浅草橋歩道橋の交差点も、歩道橋そのものが現在は使いづらい。しかしながら、あの歩道橋を通ると、左折するのに時間がかかってしまいますから、上からおりてくる車に対しては、また渋滞が起きるのではないかというような危ぐもされていると思うのですが、歩車分離型を導入できれば、それも解消されると私自身考えております。それと、小樽警察署の交通課、又は北海道警察本部の交通規制課信号機係とかに、自分の方で問い合わせさせていただきました。昨年、

全道で22か所に導入されたそうです。その22か所で一昨年、導入される前、12件、13人の事故、被害があったそうです。しかし、導入された昨年は、その22か所すべてで事故がゼロだったというお話が出ております。必ずしも歩車分離型を導入すれば、絶対事故が減るとか、皆無になるというわけではないのですが、こうやってデータとしても、結果としても出ていると思います。歩行者安心エリアを打ち立てて、それを推進していく小樽としては、こういうことをもっと積極的に考えて、公安委員会や警察の方に導入のことを問いかけていくべきではないかと、私自身は思いますが、改めて見解をお願いします。

建設部嶋田参事

市内全部というわけにはいきませんので、必要なところについて、関係町会とか、そういうご要望をお聞きしながら、実現が可能なところについては、公安委員会の方に要望なりをしてみたいというふうに考えております。

森井委員

ぜひ、よろしく願いいたします。

雪の利用について

雪の利用について、前回質問させていただきました。雪の成分というか、雪質、そちらの方を調べていたら、説明願います。

(水道)水質試験所長

雪の分析結果でございますけれども、5月6日に奥沢貯水池下の水道局の資材置き場の雪捨場と、最上にございますからまつ公園駐車場の雪捨場、そのたい積残雪を採取しまして、自然溶解した水を入れて水の分析をいたしました。検査項目といたしましては、水質汚濁防止法に定める排水基準項目並びに環境中でとけ込んでくると思われる項目について検査を行います。からまつ、奥沢とも、水道法では不検出あるいはごく微量の検出でございまして、水質的には純水に近いものでございました。ただ、この検査項目の中で、土やほこりなどの浮揚成分を表します浮遊物質量というものがございまして、これが排水基準を超えておりました。採取したのが5月6日ということで、時期的に遅かったということで、その間に雪捨場の雪に土やほこりあるいは黄砂なども降りましたので、そのものが付着して、このようなものが高い濃度になったのではないかというふうに思っております。

森井委員

もし、もう少し早い時期だった場合、たまって、それでも同じぐらいの浮遊物が入るだろうという予想はありますか。

(水道)水質試験所長

雪捨場の雪の外観を見てもわかりますように、現在の雪捨場の雪というのは、真っ黒になっていますよね。冬期間の雪捨場の雪というのは、白い状態ですから、現在の状態と冬期間の雪捨場の雪の状況とは、全く異なるものというふうに私は思っております。

森井委員

しつこいようでも、もう一つ。調べるときに、表面ではなく中の雪を調べたと思うのですが、冬の間、雪がたまって、必ずしもすぐすべて除雪されるわけではないと思うので、その雪そのものに浮遊物というのがふだんから入っているものかどうか、全く雪が降ってすぐのところにたまっている雪というのは、浮遊物が皆無であるというふうに思われるかどうか、それだけお聞きしたいのですけれども。

(水道)水質試験所長

除雪当時に雪の中にもうある程度の浮遊物はあるというふうに思います。ですけれども、その浮遊物というのは、現在のたい雪状況の浮遊物とは違いまして、溶解しているものとかいろいろなものが浮遊物に引っかかってくる、分析するときに計測されるのですけれども、今回測りましたました浮遊物の成分とは異なるものではないかというふうに思います。

森井委員

では、まとめたいと思いますが、その浮遊物というのは、どうしても引っかかる場所なのですが、現在、雪を港に捨てているのですが、私の友人や自分の身近のところにも潜られる方がいらっしゃるのですけれども、30数年前、40年前とかに港の中を潜られているのです。その当時は、港というのは基本的に砂浜ですから、底がきれいな砂浜なはずなのです。その当時は、やはり砂浜だったそうです。しかし、今現在はヘドロとか何かしらの浮遊物が砂浜の上に乗っかっていると、私自身思っております。それはやはりもちろん生活排水とか、いろいろな要素が重なった上でなったと思うのですが、私は雪を海に捨ててしまっていることが、この一つの原因ではないかなと思っております。それで、これはまた時間がかかることだと思うのですが、今後ヘドロをしゅんせつで上げたりとかをしようと思うのですが、それを乾かして捨てるというような話を聞いたのですが、その成分が雪の中に含まれているものと一致するものかどうなのか。それが一致しなくても、雪は捨てるべきではないと思うのですけれども、一応それが一致するものなのかどうかを将来的に調べていただきたいと、私自身は考えておりますけれども、港湾部又は水質所長から答弁いただければ。

(水道)水質試験所長

今、申しましたように、浮遊物質の成分というのは、現在、土とかほこりとか、要するに土砂ですので、どこにもあるもので、例えばたい積した汚泥を分析して土かほこりかということをやっても、それは何かという、どういうものかということ想定するのはまず無理ではないかというふうに、私は思います。

森井委員

わかりました。今、話させてもらったように、もし一致をせずとも、そういう浮遊物というのは、土、ほこりもちろんそうですし、ごみとかそういう部分も全部含まれてくると自分自身は考えているので、それを海に直接捨てるという行為が、前回の定例会で札幌市の河川の脇で雪を落としてしまったのが、銭函の方の新川を流れてごみとして流出しているというような話もありましたけれども、それは小樽市でも変わらないのではないかなと。どんなにフェンスを張っても、そういう浮遊物は漏れるわけで、港湾内の汚れというものは蓄積していくと、私自身は思いますので、今後のその雪の利用ということを雪質成分そのものは純水であるということから、活用は何かしらあるのではないかと私自身考えます。ぜひその検討を今後続けていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。れいめいの会。

大橋委員

情報の共有の施策について

昨日、自治基本条例、それから常設の住民投票条例について質問をしたのですが、その中で開かれた市政運営を基本姿勢の一つに挙げて、行政と市民の情報共有を念頭に置き、市民と協働のまちづくりを目指しておりますという答弁をいただきました。現在、行政と市民の情報の共有を念頭に置いているということで、情報の共有とは、どういう施策をおっしゃられているのですか。

(総務)企画政策室東田主幹

小樽市の基本姿勢として、市民の皆さんの声をお聞きした観点から、情報の共有ということ、そういう施策の中に盛り込んでいるわけがございますけれども、今現在、情報を共有という点でいいますと、ホームページを公開しているとか、それからホームページの中に「こんにちは、市長です」というのがあったり、それから市長への手紙という制度があったり、また、出前講座という形でさまざまな市政の展望を、市民の方と情報を共有することを行っております。

大橋委員

それから、答弁のラストのところ、今後さらに情報を共有して、市民みずからがまちづくりに参加する機運の醸成を見極めながら、自治基本条例の調整も含めて検討してまいりたいと考えておりますという答弁をいただきました。これが、市民のまちづくりに参加する機運の醸成を見ながらということなのですが、ニセコ町をよく例にとりていらっしゃいましたが、ニセコ町の場合には私の見ているところでは、町民の方からそういう機運が高まったというよりも、逢坂町長というリーダーの方から町民の町政への参加を権利として保障して、そしてまちづくりにどんどん町民が参加しなさいという、そういう宣言をして、町長がリードしていった、そういうようなことではないかと思っているのです。市民の機運の醸成という部分からいいますと、私は小樽市民ぐらい非常に小樽市のまちづくり、そういうことを一生懸命物を考えて、積極的にかかわっている市民はいないと、そういうふうに思っているのですが、その点について、いかがお考えでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

ニセコ町の場合でございますけれども、確かにニセコ町長のリーダーシップというのは、たいへん大きな影響があったと思っております。ただ、そこに至るまでのプロセスの中で、物事を決めるに当たって、町民の意見の反映の仕方とか、そういうものに対する町民の考え方というのが、じゅうぶんに町長に対して伝達をされてきたと、そういうことがあったと思いますので、その部分については、町民の声が大きくなる、もしくは高くなるということがたいへん重要なことだというふうには思っております。

それから、小樽市民の機運の醸成の部分でございますが、確かにこのようなさまざまな展開の中で、市政運営の中でも、それからまちづくりの中におきましても、機運の醸成という部分では、市民みずからが参画するという気持ちはじゅうぶんにあったかと思いますが、ここに来て地方分権というものがまたひとつあると思いますので、その地方分権におけるところの市民の機運というのも、また違った角度で研究しなければならないというふうに思っております。

大橋委員

この問題については、非常にテーマの大きな問題なので、これからもまたいろいろと質問をしていきたいと思っております。

旧焼却場予定地の土地管理について

塩谷の伍助沢の旧処分場の隣に川を挟んで市有地があります。いわゆる焼却場を建てる予定で買ったところだったと思うのですが、その土地の管理はどの部署でされていますか。

(環境)五十嵐主幹

旧焼却場予定地ということで、これは土地開発基金で所有する土地でございますが、今年2月に都市計画で廃止された部分でございますけれども、財政部といいますが、旧焼却場ということで予定していた部分は環境部が関係しております。

(財政)財政課長

ただいま環境部主幹が申したとおり、土地開発基金の土地でございますが、普通財産の扱いになっておりますが、管理自体は取得のときに関係していた部署が実際には管理していただく。基金としての管理自体は、財政課と契約管財課で行っていると。書類上という、帳簿上の管理はやっている、そういうことです。

大橋委員

牧草の生えている平凡な広場だったわけですが、先日動きがありました。地元にも二つの大きなことなのですが、一つはそこを雪捨場の予定地にしたいと、そういうことがありました。そのときに、特に地元にも説明しなければならない事項ではないのだけれども、住民の方に説明をしますというようなニュアンスで説明会が催されることになりました。それが、先日、予定が変わったから説明会をやめると、あそこの雪捨場をやめるとの話がありま

した。まず、その雪捨場をやめた経緯についてお伺いします。

(建設)田中主幹

現在、建設部といたしまして、陸上の雪たい積場というのを探しております、市内それぞれ探しているところがございます。そういう中で、今言いましたように、市有地であるということで、雪捨場に活用できないかということで、環境部と話をさせていただいた経過がございます。その中で、伍助沢町内会の会長の方にもそういう趣旨を説明したいということで、会長に電話を差し上げたところございまして、その後、部の内部でいろいろ協議をしたと、また環境部とも協議する中で、ほかの候補地、市内に近いような場所だとか、そういう形の場所を検討する中で、もう少し今の場所ではなくて、違う場所を探したらどうかということになりまして、会長の方に中止という形での連絡を差し上げたところでございます。

大橋委員

この問題の奇妙なのは、ただそういうふう中止しますという話だと、地元もそうですかということで終わったのですけれども、たまたま雪捨場にしたいという話を地元を持ちかけたときに、その丘にブルドーザーを入れて、丘のてっぺんの表土を全部はがしてしまったと。それで、地元では雪捨場にするのにどうして表土をはがすのだと。表土をはがせば、当然ながら非常にそこから丘の下の方に、また川の方に土砂が落ちていく。非常に不安感を持っておりまして、それで、ただ先ほどお聞きしましたら、雪捨場ではない話でそうになっているということもあるので、その部分、表土をはがしたその工事について、説明をしていただきたいと思います。

(環境)五十嵐主幹

表土をはがしたということでごらんになったと思うのですが、畑をおこしたというような形なのです。といいますのは、小樽ラジコンクラブという、いわゆるラジオコントロールで模型飛行機だとか、ヘリコプターだとかを飛ばす同好会というのですか、そういう団体というか、任意団体がございまして、小樽は山坂ありますので、何とか広い場所ないだろうかという中で、偶然あそこを見つけたらしくて、市の方に何とか貸してもらえないかという話が昨年度からありました。先ほど言いましたとおり、ごみの焼却場という部分では桃内の方に移りまして、現時点では用途も遊休施設的な感じでございまして、貸し付けても支障はないだろうということで要望を受けまして、貸し付けることにいたしました。ただ、あそこが草ぼうぼうで草の背が高いものですから、何とか芝生にしたいと、表土をはぐではなくて、おこすという形で、それで今その作業をやっている最中でございます。それで、あと半月も1か月もしないうちに芝生になるだろうという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

大橋委員

そのラジコンの滑走路になるという話については、地元には説明をしましたか。

(環境)五十嵐主幹

隣の民地の地主には説明しまして、近場の何軒かの役員にはお話をさせていただいております。ただ、町内会全体にお知らせするような、旧処分場のエリアから近くなのですけれども、外れているということもありますし、そういうかなりの工事をするというレベルの話でもございませんでしたので、全体的に説明をしていなかったと思うのであります。

大橋委員

レベルの話ではないという部分は、私はあれだけ大規模にはがしてしまったら、レベルの話だろうなというふうに思うのですけれども、話をしていないから雪捨場のためにそこを整備したと、そういうふうに地元は誤解をしたわけです。私も、そういうふうに思い込んでおりました。当然ながら、滑走路建設費用の負担は向こうがするのでしょうか、使用料についてはどういうふうになっているのですか。

(環境)五十嵐主幹

使用料は、普通財産で単年度契約ということで、財政部とも協議しながら、設定したところでございます。それ

であと、正確には1,750平方メートル貸しておりますが、貸付けの算定に基づいて、料金をいただいているということでございます。

大橋委員

二つの話をあわせると、民間に貸して、そこへわざわざ芝を植えて滑走路として整備する。それで、その上に冬、市が雪を捨てるということは、全く不可能なことに思うのですが、その二つの計画の整合性については、どういうことだったのでしょうか。

(建設)田中主幹

私どもで考えていた雪捨て場というのは、先ほど言いましたように尾根の部分を滑走路に使うということでありまして、当初考えていたのは、沢地になっているものですから、その部分に自然の形で持って行って雪を上げるような考えでいまして、今、滑走路に使うような場所は、うちの方としては使用しないような考えを持っていたところでございます。

大橋委員

雪を捨てるとすれば、高いところから下へブルで押すなり、カートで押すなりということだと思いますが、やらないということになりましたから、追及はしませんけれども、ただ、そういうふうに地元に対して不親切な部分、それと市役所の中での連絡のふじゅうぶん、そういうことが感じられましたので、その点だけ。あの辺は非常に神経質になっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問を変えます。

小樽開発埠頭(株)について

小樽開発埠頭(株)、第三セクターであります。この社長がかわったということが新聞に載って初めて知りました。開発埠頭の現在の株主の構成については、どういうふうになっておりますか。

港湾部長

株主の構成については、日本政策投資銀行が40パーセント、それから小樽市30パーセント、そのほか民間会社が30パーセントということになります。

大橋委員

株式会社ですから、株主総会で社長が交代するということは当然あるわけですが、この今度の新社長の経歴については、どういう方ですか。

港湾部長

今回、社長に就任された方については、日本政策投資銀行出身でございます。前の職についてはカラカミ観光の方で仕事をされていたというふうに聞いております。

大橋委員

カラカミ観光で仕事をしていた人が、小樽開発埠頭の社長になったということで、あれっという部分でお聞きしているのですが、これについては、市の方には以前から話のあった予定の結果だったのか、直前の急なことだったのか、その辺はどうなのですか。

市長

直前の社長ですから、私から話しますけれども、ちょうど今年が役員の任期満了の年で、当時まで私が社長でその下に常務が2人という、私は非常勤ですけれども、常勤の役員が2人という状況でした。それぞれ65歳、64歳、そういう年齢に來ましたので、そろそろ交代してはという話が内部からもありましたし、また、投資銀行からも話があって、そういう状況の中で会社の経営も非常に厳しい、日本農産が撤退後、非常に取扱量が落ちまして、役員も給与カット、社員も給与カットしているような状況です。その中でこれからの立て直しを考えて、常勤の役員2人でなくて1でいこうということで、社長としては投資銀行から派遣をしたいという話がありましたので、それで今

回そういう措置をとらせてもらって、私は一応会長ということで、引き続き少しでもチェックをしていきたいと、このような形です。

大橋委員

通常ですと、市長からお答えいただいたから、質問はここで終わりとなるのですが、今日はもう一回市長に質問をします。ということは、これも偶然が重なっているのですが、札幌観光振興公社の社長の小松さんがこのたび小樽オーセントホテルの専務になったのです。それで、けっきょく小松さんを当開発公社、日本政策銀行の出身者で、5年前に小樽に来てオーセントホテルをつくって、そのままいたという形であります。それで、今回そういうような形でいきなり札幌観光振興公社の社長になったと、そういう状況が一つあります。それで、札幌の場合には、いわゆる政策銀行の方は2番目の株主なのです。ですから、小樽はこれ筆頭ですから、政策銀行の言うとおりでしょうけれども、札幌の場合2番目で、皆さんご存じのように、上田市長の意向で天下りを今後中止するというので、助役ポストであったのを探して、非常に異例の人事が行われたということなのです。異例の人事という部分からいいますと、この小樽の開発埠頭も志村元市長が社長をずっと長くされていまして、やはり我々のイメージとしては、市長に関連する方のポストであると。それだけ港という部分で、そういう会社なのだというふうに思っていました。

ですから、今回の場合に二つの考え方があるのですが、そういうふうに筆頭株主である日本政策銀行の意向といいますが、会社立て直しと、そういう考え方の部分と、上田市長のように、小樽も天下りを今後中止していくと、それで小樽のシンボリックな会社である港の会社、そこを第一番に民間に渡すと、そういうような見方もできますので、その部分だけ市長にもう一回をお伺いします。

市長

実は三セク、マリノウエーブ小樽、それから開発埠頭、水族館と、私は三つの社長をやっている、全部無報酬ですけれども、けっきょくそれぞれ会社が厳しいものですから、市長であれば市役所から給料をもらっているのだから、うちはいいだろうということもあるのですが、そんなことでやっていると、やはりたいへんなのです。それぞれの会社に責任者が現場にいないと、うまくないという感じがあります。ただ、マリノウエーブは代表取締役専務がいますからいいのですが、あとの開発埠頭もそういう状況にありません。2年前まで専務がいましたけれども、専務が退職しましたので。それから水族館もご承知のとおり、館長がいてやっています。開発埠頭だけは現場ですから、ここは専任の社長がいないとやはりまずいだろうという感じを持っていました。おまけに、先ほど言いましたように、非常に経営が厳しい状況ですから、そんな中で投資銀行である程度責任もってやってくれるのであれば、ぜひひとつやってもらうということで、今回お願いしたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

大橋委員

終わります。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって、散会いたします。